

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年9月11日提出
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 平木 秀樹
【本店の所在の場所】	東京都港区芝3丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	投信業務部長 橋詰 廣志
【電話番号】	03-6737-0522
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバルCBファンド・ブラジルリアルコース（年1回決算型） グローバルCBファンド・豪ドルコース（年1回決算型） グローバルCBファンド・南アフリカランドコース（年1回決算型） グローバルCBファンド・資源国通貨コース（年1回決算型） グローバルCBファンド・米ドルコース（年1回決算型） グローバルCBファンド・円コース（年1回決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	グローバルCBファンド・ブラジルリアルコース（年1回決算型） 10兆円を上限とします。 グローバルCBファンド・豪ドルコース（年1回決算型） 10兆円を上限とします。 グローバルCBファンド・南アフリカランドコース（年1回決算型） 10兆円を上限とします。 グローバルCBファンド・資源国通貨コース（年1回決算型） 10兆円を上限とします。 グローバルCBファンド・米ドルコース（年1回決算型） 10兆円を上限とします。 グローバルCBファンド・円コース（年1回決算型） 10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

グローバルCBファンド・ブラジルリアルコース（年1回決算型）  
 グローバルCBファンド・豪ドルコース（年1回決算型）  
 グローバルCBファンド・南アフリカランドコース（年1回決算型）  
 グローバルCBファンド・資源国通貨コース（年1回決算型）  
 グローバルCBファンド・米ドルコース（年1回決算型）  
 グローバルCBファンド・円コース（年1回決算型）

以下、上記を総称してグローバルCBファンド（年1回決算型）ということ、あるいは総称して又は個別に「当ファンド」、「本ファンド」又は「ファンド」ということがあります。

また、各ファンドは略称として下記の名称を用いる場合があります。

正式名称	略称
グローバルCBファンド・ブラジルリアルコース（年1回決算型）	ブラジルリアルコース
グローバルCBファンド・豪ドルコース（年1回決算型）	豪ドルコース
グローバルCBファンド・南アフリカランドコース（年1回決算型）	南アフリカランドコース
グローバルCBファンド・資源国通貨コース（年1回決算型）	資源国通貨コース
グローバルCBファンド・米ドルコース（年1回決算型）	米ドルコース
グローバルCBファンド・円コース（年1回決算型）	円コース

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて、10兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（ ）とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください

い。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

#### (5) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.78% (税抜 3.5%) ( ) の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)をいいます。

#### (6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」(税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース)で再投資する場合は1円以上1円単位です。

#### (7) 【申込期間】

平成30年 9月12日から平成31年 3月 8日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

#### (9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社(以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。)の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

**( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】**

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**( 1 2 ) 【その他】****< 振替受益権について >**

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

**< 受益権の取得申込みの方法 >**

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

**< 申込みコース >**

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

**< 受益権の取得申込みの受付の中止等 >**

収益分配金の再投資をする場合を除き、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

**< スイッチング >**

当ファンドはグローバルCBファンド（年1回決算型）を構成する各ファンドの間において、スイッチング（ ）の取扱いを行う場合があります。

< 受付不可日 > に該当する場合は、スイッチングの取扱いは行いません。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングとは、当ファンドの解約請求日に当該ファンドの解約に係る手取金をもって別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

**< 受付不可日 >**

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨークの取引所の休業日

ロンドンの取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

チューリッヒの銀行休業日

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### <ファンドの目的>

当ファンドは、日本や新興国を含む世界の企業が発行する転換社債(CB)等に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

###### <信託金限度額>

各ファンドにつき上限 5,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

###### <基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

##### 商品分類表

##### 各ファンド共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型
	内外	不動産投信	ETF	
		その他資産 ( )		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### 属性区分表

グローバルCBファンド・ブラジルリアルコース（年1回決算型）

グローバルCBファンド・豪ドルコース（年1回決算型）

グローバルCBファンド・南アフリカランドコース（年1回決算型）

グローバルCBファンド・資源国通貨コース（年1回決算型）

グローバルCBファンド・米ドルコース（年1回決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型

株式	年1回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	あり（ ）	日経225	ブル・ベア型
一般						
大型株	年2回				TOPIX	条件付運用型
中小型株			ファンド・	なし		
	年4回	日本	オブ・ファンズ		その他（ ）	ロング・
債券						ショート型/ 絶対収益追求型
一般	年6回	北米				
公債	（隔月）					
社債		欧州				
その他債券	年12回					その他
クレジット属性	（毎月）	アジア				（ ）
（ ）	日々	オセアニア				
不動産投信	その他	中南米				
（ ）						
その他資産		アフリカ				
（投資信託証券						
（債券 その他		中近東				
債券））		（中東）				
資産複合		エマージング				
（ ）						
資産配分						
固定型						
資産配分						
変更型						

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### グローバルCBファンド・円コース（年1回決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
--------	------	--------	------	-------	----------	-----

株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般		(日本を含む)	ファンド	(フル		
大型株	年2回			ヘッジ)	TOPIX	条件付運用型
中小型株			ファンド・			
	年4回	日本	オブ・ファンズ	なし	その他	ロング・
債券					( )	ショート型/絶
一般	年6回	北米				対収益追求型
公債	(隔月)					
社債		欧州				その他
その他債券	年12回					( )
クレジット属性	(毎月)	アジア				
( )	日々	オセアニア				
不動産投信	その他	中南米				
	( )					
その他資産		アフリカ				
(投資信託証券						
(債券 その他		中近東				
債券))		(中東)				
資産複合		エマージン				
( )		グ				
資産配分						
固定型						
資産配分						
変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。  
属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表定義 >

[ 単位型投信・追加型投信の区分 ]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

#### [ 投資対象地域による区分 ]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [ 投資対象資産(収益の源泉)による区分 ]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [ 独立した区分 ]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### [ 補足分類 ]

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### < 属性区分表定義 >

#### [ 投資対象資産による属性区分 ]

- (1) 株式  
一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。



大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

## (2)債券

一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

## [ 決算頻度による属性区分 ]

(1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

## [ 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) ]

(1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [ 投資形態による属性区分 ]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [ インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 ]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### [ 特殊型 ]

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

#### < ファンドの特色 >

1.

主として、「SMT グローバルCBファンド」への投資を通じて、日本や新興国を含む世界の企業が発行する転換社債(CB)を投資対象とし、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※世界のCB等の運用はUBS AG、UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)の運用チームが行います。短期金融資産等は三井住友トラスト・アセットマネジメントが行います。

## ? CBとは

CB(Convertible Bond:転換社債及び転換社債型新株予約権付社債)とは、社債の1つで、あらかじめ決められた条件で同一会社の株式に転換することができる権利がつけられた社債です。一般的には「転換社債」あるいは英語の「Convertible Bond」の頭文字をとって「CB」と呼ばれています。

### CBの特徴

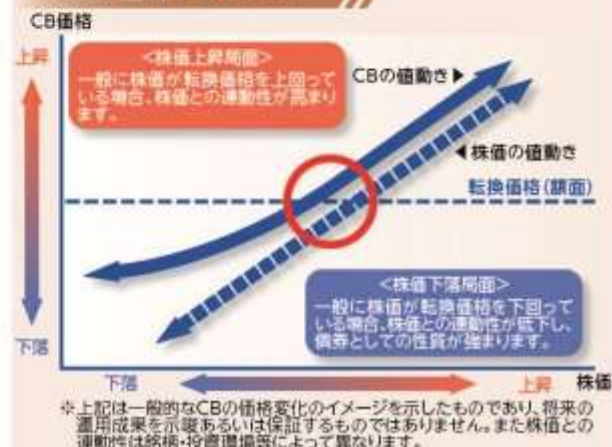
●株式の性質と債券の性質の両方を持ち合わせたもの



※1 クーポンがないものもあります。

※2 発行企業の倒産等により、額面での償還が行われないことがあります。

### CBの値動きのイメージ



※上記は一般的なCBの価格変化のイメージを示したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また株値との連動性は銘柄・投資環境等によって異なります。

## ? ファンド・オブ・ファンズ方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

## 2. 通貨が異なる6つのコースがあります。

●「ブラジルリアルコース」、「豪ドルコース」、「南アフリカランドコース」、「資源国通貨コース」、「米ドルコース」及び「円コース」の6ファンドから構成されています。

※「資源国通貨コース」は、ブラジルリアル、豪ドル及び南アフリカランドの3通貨を概ね均等配分したものです。

●主要な投資対象である外国投資信託証券において、主に米ドル建てのCB等へ投資するとともに、米ドル売り、各コースの対象通貨買いの為替取引・為替ヘッジを行います。これにより主に各通貨間の金利差要因が「プレミアム又はコスト」となり、あわせて円に対する各対象通貨の変動による「為替差益/差損」が生じます。

※米ドル以外の通貨建てで発行されたCBについては、対米ドルで為替取引を行い、ドルベースに置き換えます。

※米ドルコースについては、為替取引は行いません。

●「グローバルCBファンド(年1回決算型)」\*を構成する各ファンド間でスイッチングが可能です。

※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは各販売会社までお問い合わせください。

グローバルCBファンド(年1回決算型)を構成する各ファンドは以下の通りです。

**\*グローバルCBファンド(年1回決算型)**

グローバルCBファンド・ブラジルリアルコース(年1回決算型)、グローバルCBファンド・豪ドルコース(年1回決算型)、グローバルCBファンド・南アフリカランドコース(年1回決算型)、グローバルCBファンド・資源国通貨コース(年1回決算型)、グローバルCBファンド・米ドルコース(年1回決算型)及びグローバルCBファンド・円コース(年1回決算型)

ファンドの収益源泉/基準価額の変動要因

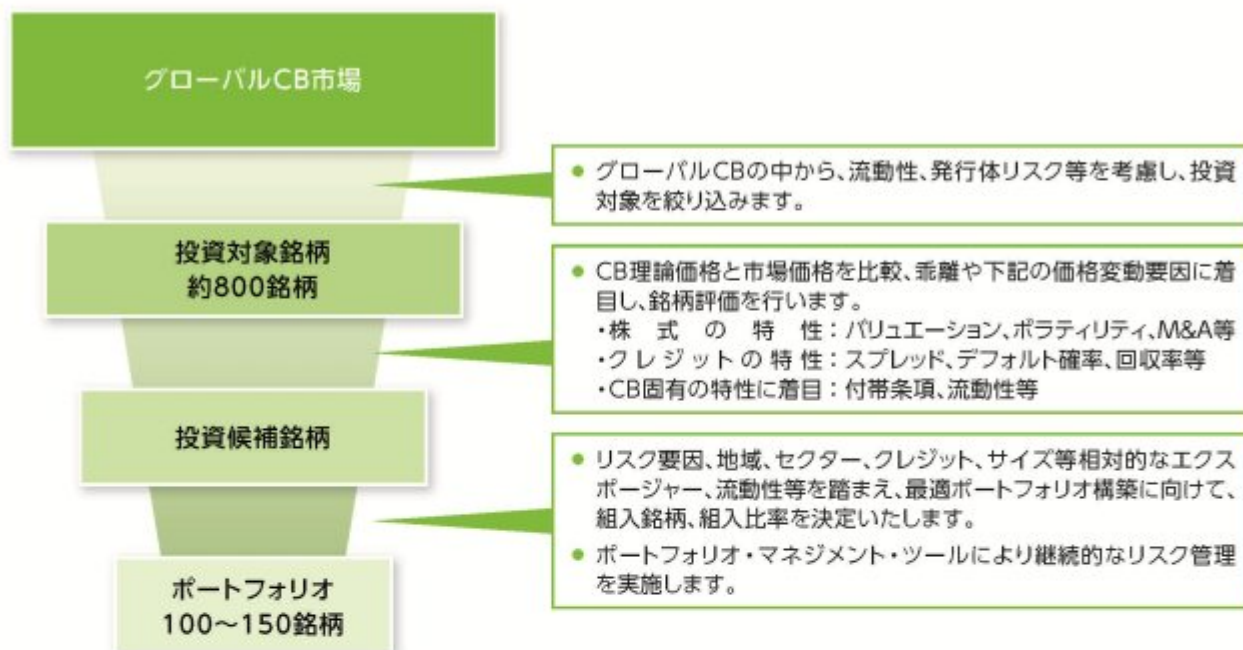
	CB	為替取引・為替ヘッジによる プレミアム又はコスト	為替変動
ブラジルリアルコース	キャピタルゲイン/ロス+利子	米ドル/ブラジルリアル	円/ブラジルリアル
豪ドルコース	キャピタルゲイン/ロス+利子	米ドル/豪ドル	円/豪ドル
南アフリカランドコース	キャピタルゲイン/ロス+利子	米ドル/南アフリカランド	円/南アフリカランド
資源国通貨コース	キャピタルゲイン/ロス+利子	米ドル/資源国通貨	円/資源国通貨
米ドルコース	キャピタルゲイン/ロス+利子	—	円/米ドル
円コース	キャピタルゲイン/ロス+利子	米ドル/円	—

※対象通貨で完全に為替変動リスクを取り除くことができるとは限らないため、基準価額は米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

※円コースでは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

### 3. 投資先ファンドは、UBSグループにおいて資産運用業務を担うUBS AG、UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)が運用を行います。

#### SMT グローバルCBファンドのポートフォリオ構築プロセス



※2018年6月末現在。上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

#### 分配方針

- 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
  - 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

#### 主な投資制限

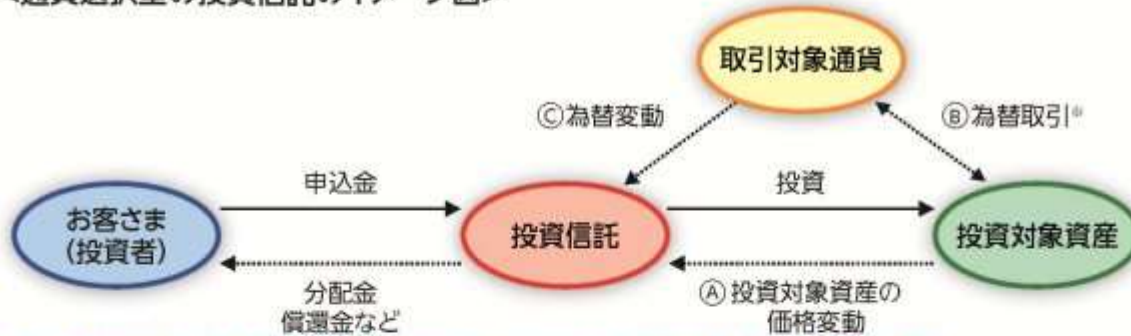
- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

## [通貨選択型ファンドの収益のイメージ]

●通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるように設計された投資信託です。

<通貨選択型の投資信託のイメージ図>



※取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。  
 \*＜ブラジルリアルコース＞、＜豪ドルコース＞、＜南アフリカランドコース＞、＜資源国通貨コース＞では、投資対象資産(米ドル建て)について、原則として対取引対象通貨でのB為替取引(米ドル売り・取引対象通貨買い)を行います。従って、取引対象通貨/円のC為替変動に伴うリスクを負います。  
 \*＜米ドルコース＞では、投資対象資産(米ドル建て)について、原則としてB為替取引は行いません。従って、米ドル/円のC為替変動に伴うリスクを負います。  
 \*＜円コース＞では、投資対象資産(米ドル建て)について、原則として対円での為替ヘッジ(米ドル売り・円買い)を行い、米ドル/円のC為替変動に伴うリスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

●通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

	(A)	(B)	(C)
	＜ブラジルリアルコース＞、＜豪ドルコース＞、＜南アフリカランドコース＞、＜資源国通貨コース＞		
収益の源泉	CBの利子収入、 値上がり/値下がり	為替取引による プレミアム/コスト	為替差益/差損
	＜米ドルコース＞		
収益の源泉	CBの利子収入、 値上がり/値下がり	-	為替差益/差損
	＜円コース＞		
収益の源泉	CBの利子収入、 値上がり/値下がり	為替ヘッジによる プレミアム/コスト(注)	-

収益を得られる ケース	・金利の低下 ・発行体の信用状況の改善 ・転換等対象株式の株価の上昇等	・取引対象通貨の短期金利 >米ドルの短期金利	・円に対して 取引対象通貨高
	CB価格の上昇	プレミアム(金利差相当分の収益)の発生	為替差益の発生
損失や コストが 発生する ケース	・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化 ・転換等対象株式の株価の下落等	・取引対象通貨の短期金利 <米ドルの短期金利	・円に対して 取引対象通貨安
	CB価格の下落	コスト(金利差相当分の費用)の発生	為替差損の発生

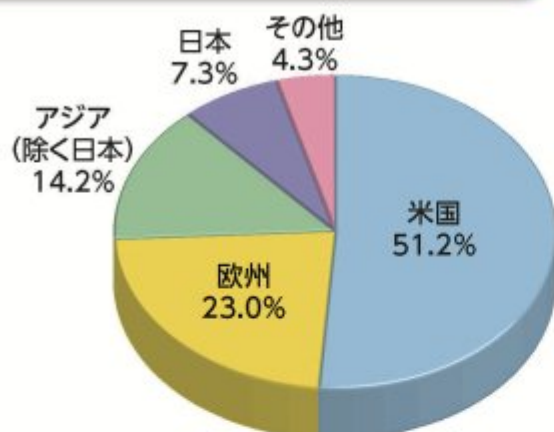
※＜米ドルコース＞を除きます。

※＜円コース＞を除きます。

(注)円コースのように、為替ヘッジを行うコースの取引対象通貨の短期金利が米ドル短期金利より低い場合には、当該取引対象通貨と米ドルとの金利差相当分のコストがかかりますが、さらに船舶要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があることにご留意ください。

## 〈ご参考情報〉

## 世界のCB市場規模(時価総額)(2018年6月末現在)



約4,650億ドル  
(約51兆4,011億円)

(出所)UBSアセット・マネジメントのデータをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※時価総額は、2018年6月末の為替データをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメントが円換算しています。

## 投資先ファンド(SMT グローバルCBファンド)の運用会社

投資先ファンドは、三井住友信託銀行グループの三井住友信託(香港)有限公司が設定し、実質的な運用は、UBSグループにおいて資産運用業務を担うUBS AG、UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)が行います。

UBSグループはグローバルな総合金融サービス機関です。

◆UBSグループは、スイスを本拠地として、世界50カ国以上の主要都市にオフィスを配し、約61,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。

(2018年3月末現在)

◆UBSアセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界23カ国に約3,600名の従業員を擁し、約88兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。(2018年3月末現在)

◆UBS銀行(UBS AG)の格付けはA1(ムーディーズ)／A+(S&P)です。

(2018年3月末現在)

(出所)UBSアセット・マネジメントのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成



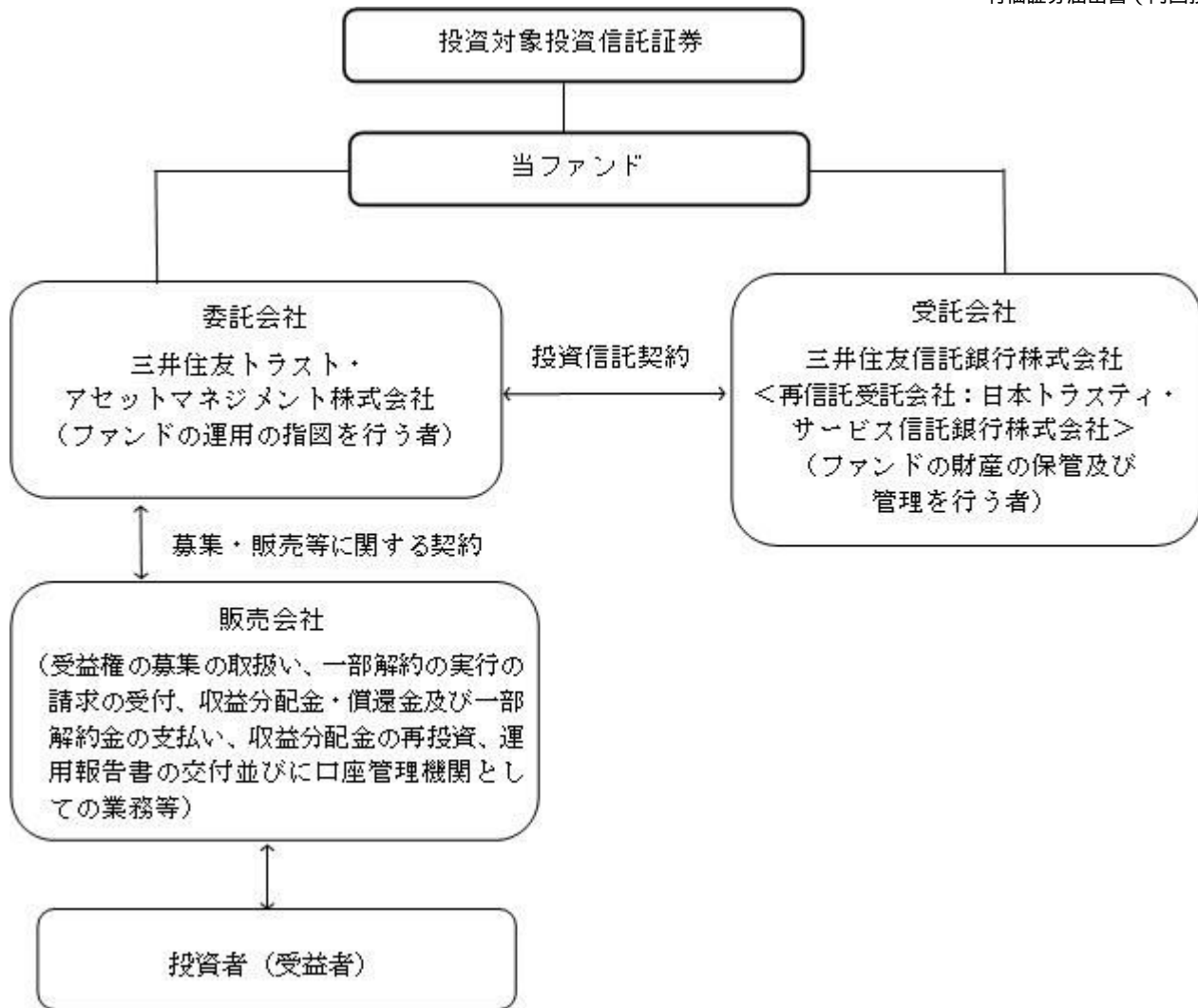
チューリッヒにあるUBSビル(スイス)

## (2)【ファンドの沿革】

平成26年1月31日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

## (3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組み及び関係法人



#### 委託会社の概況（平成30年 6月29日現在）

イ．資本金の額：3億円

#### ロ．委託会社の沿革

- 昭和61年11月1日： 住信キャピタルマネジメント株式会社設立  
 昭和62年2月20日： 投資顧問業の登録  
 昭和62年9月9日： 投資一任契約に係る業務の認可  
 平成2年10月1日： 住信投資顧問株式会社に商号変更  
 平成11年2月15日： 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更  
 平成11年3月25日： 証券投資信託委託業の認可  
 平成19年9月30日： 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）  
 平成24年4月1日： 中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

#### ハ．大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

## 2【投資方針】



## （１）【投資方針】

### 基本方針

当ファンドは、主として、円建外国投資信託受益証券である「SMT グローバルCBファンド - ( ) クラス」を通じて日本や新興国を含む世界の企業が発行する転換社債（CB）等に投資し、投資信託財産の中長期的成長を目指して運用を行います。なお、投資対象とするファンドは、当該ファンドの投資対象資産及び投資手法等を考慮して選定しております。

### 投資対象

以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

イ．「SMT グローバルCBファンド - ( ) クラス」

ロ．短期金融資産 マザーファンド

なお、短期金融資産等（短期公社債及び短期金融商品を含みます。）に直接投資する場合があります。

### 投資態度

イ．「SMT グローバルCBファンド - ( ) クラス」への投資を通じ、主として、日本や新興国を含む世界の企業が発行する転換社債（CB）等へ実質的に投資します。

ロ．「SMT グローバルCBファンド - ( ) クラス」への投資比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

ハ．資金動向及び市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

## （２）【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

ロ．次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

### 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主として、「SMT グローバルCBファンド - ( ) クラス」及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「短期金融資産 マザーファンド」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、第1号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券

に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

#### 金融商品の指図範囲

イ．委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

ロ．上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが、当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資対象投資信託証券の概要は、下記「（参考）投資対象投資信託証券の概要」に記載されている通りです。

上記「（1）投資方針」及び「（2）投資対象 有価証券の指図範囲」において、（ ）となっている箇所は下記の表よりあてはめてお読みください。

	( )
グローバルCBファンド・ブラジルリアルコース（年1回決算型）	ブラジルリアル
グローバルCBファンド・豪ドルコース（年1回決算型）	豪ドル
グローバルCBファンド・南アフリカランドコース（年1回決算型）	南アフリカランド
グローバルCBファンド・資源国通貨コース（年1回決算型）	資源国通貨
グローバルCBファンド・米ドルコース（年1回決算型）	米ドル
グローバルCBファンド・円コース（年1回決算型）	日本円

#### （参考）投資対象投資信託証券の概要

以下の内容は、平成30年 6月29日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。なお、投資対象投資信託証券の運用会社より確認した情報をもとにしており、記載している定義は、当該投資信託証券に限定されず。

ファンド名	SMT グローバルCBファンド - ブラジルリアルクラス/豪ドルクラス/南アフリカランドクラス/資源国通貨クラス/米ドルクラス/日本円クラス (以下本概要中において個別クラスを「クラス」という場合があります。)
-------	--

運用の基本方針	<p>各クラスとも、主に日本や新興国を含む世界の企業が発行する転換社債等へ投資し、投資信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。</p> <p>Thomson Reuters Global Vanilla Convertible Bond Index を参考指数とします。</p> <p>転換社債等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</p> <p>米ドル建て以外の転換社債等へ投資した場合、原則として対米ドルでの為替取引を行います。その上で、米ドルクラスを除き、クラスごとに外国為替予約取引、為替先物取引等（NDF（non-deliverable forward）取引を行う場合があります。NDFとは、為替取引を行う場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。）を活用し、以下の為替取引を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SMT グローバルCBファンド - ブラジルリアルクラス 原則として、米ドル売り、ブラジルリアル買い。</li> <li>・SMT グローバルCBファンド - 豪ドルクラス 原則として、米ドル売り、豪ドル買い。</li> <li>・SMT グローバルCBファンド - 南アフリカランドクラス 原則として、米ドル売り、南アフリカランド買い。</li> <li>・SMT グローバルCBファンド - 資源国通貨クラス 原則として、米ドル売り、資源国通貨（ブラジルリアル、豪ドル、南アフリカランドの各通貨に3分の1程度ずつ配分したもの）買い。</li> <li>・SMT グローバルCBファンド - 日本円クラス 原則として、米ドル売り、円買い。</li> </ul>
主要投資対象	各クラスとも、主に日本や新興国を含む世界の企業が発行する転換社債等
主な投資制限	<p>各クラスとも、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株式への投資は、転換社債の転換及び転換社債型新株予約権の行使により取得したものに限ることとし、投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>2. 同一銘柄の転換社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>3. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> </ol>
ベンチマーク	該当事項はありません。
収益の分配	各クラスとも、原則として、毎月、分配を行います。分配額は、インカムゲイン及びキャピタルゲインの水準ならびに基準価額の水準等を勘案の上決定します。

管理報酬	<p>各クラスとも、          申込手数料：ありません。          信託報酬：原則として（ ）純資産総額に対し年率0.84%（税抜 0.84%）          （内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資顧問報酬：0.74%</li> <li>・受託、保管費用等：0.10%</li> </ul> <p>外国投資信託証券の信託報酬等には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記を上回る場合があります。          その他費用：信託財産に関する租税、組入有価証券の売買手数料、信託事務に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管等に要する費用、借入金の利息及び立替金の利息等を負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担します。</p>
設定日	平成23年12月28日
投資顧問会社	三井住友信託（香港）有限公司
副投資顧問会社	UBS AG、UBSアセット・マネジメント（チューリッヒ）
受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）
保管、 事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

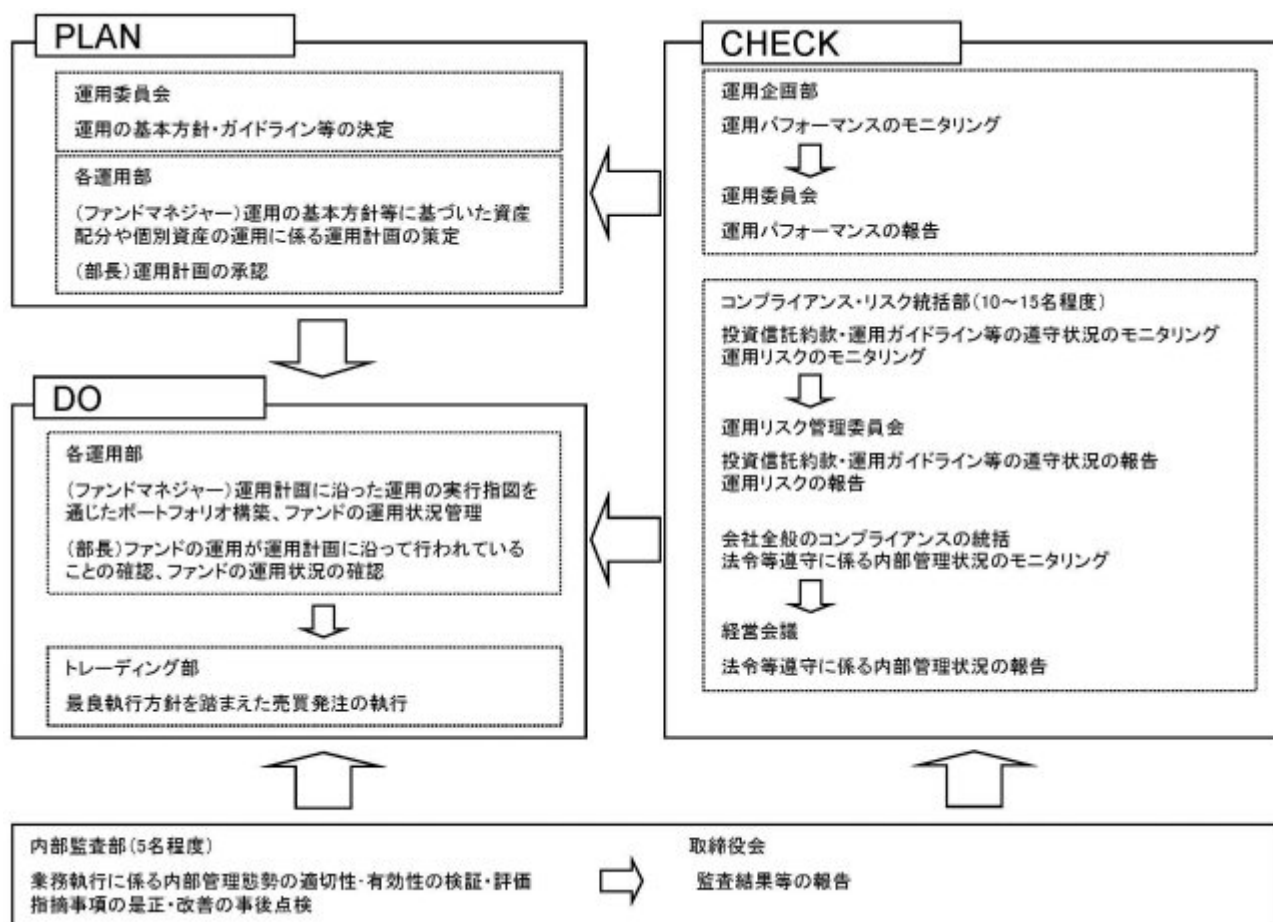
Thomson Reuters Global Vanilla Convertible Bond IndexはThomson Reutersが公表する世界の転換社債市場の推移を表す指数です。

ファンド名	短期金融資産 マザーファンド
運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、わが国の短期金融資産等（短期公社債及び短期金融商品を含みません。以下同じ。）を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
主要投資対象	わが国の短期金融資産等
投資態度	<p>わが国の短期金融資産等を中心に投資を行い、わが国の無担保コール翌日物金利の累積投資収益率を上回る運用成果をめざします。</p> <p>「無担保コール翌日物金利」とは、日本銀行が金融調節を行う上でのターゲット・レートとしている短期金利で、金融機関の間で担保なしにお金を借りて翌営業日に返す翌日物の金利です。</p> <p>国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。</p> <p>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引及び金利先渡取引を行うことができます。</p> <p>ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>

<p>主な投資制限</p>	<p>株式への投資は、転換社債の転換及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。</p>
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回：9月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	該当事項はありません。
信託報酬	該当事項はありません。
設定日	平成19年9月26日
信託期間	原則として無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

### （3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

#### (4) 【分配方針】

- ・年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

#### (5) 【投資制限】

<約款に定める投資制限>

- イ．投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ロ．株式への直接投資は行いません。

- ハ．外貨建資産への直接投資は行いません。
- ニ．同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ホ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができ、この指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ヘ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。
- ト．一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- <その他の投資制限>
- イ．当ファンドでは直接デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）は行いませんが、投資対象とする投資信託でデリバティブ取引等を行う場合、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1)ファンドのリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

為替変動リスク

（ブラジルリアルコース、豪ドルコース、南アフリカランドコース、資源国通貨コース）

ファンドが主に投資する外国投資信託の組入資産（米ドル建）について、原則として米ドル売り各コースの対象通貨買いの為替取引を行いますので、当該通貨に対して円高となった場合には、基準

価額の下落要因となります。

（米ドルコース）

ファンドが主に投資する外国投資信託の組入資産（米ドル建）について、為替取引は行いません。従って、米ドルに対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

（円コース）

ファンドが主に投資する外国投資信託の組入資産（米ドル建）について、原則として米ドル売り円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ただし、上記の各コース（米ドルコースを除く）とも、上記の為替取引・為替ヘッジにより米ドルの為替変動の影響を完全に排除することはできませんので、米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替取引・為替ヘッジを行う各コースの対象通貨の短期金利が米ドル短期金利より低い場合には、当該通貨と米ドルの金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があることにご留意ください。

転換社債（CB）の価格変動リスク

転換社債等の価格は、転換等の対象となる株式の価格変動や金利変動、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動し、基準価額の変動要因となります。また、特に格付の低い転換社債において元利金の支払い遅延や債務不履行等が生じた場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

新興国通貨に対して為替取引を行う場合、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

同じ投資対象投資信託証券に投資する他のファンドによる追加設定や一部解約等があり、投資対象投資信託証券において有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落するこ



とになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## (2) リスクの管理体制

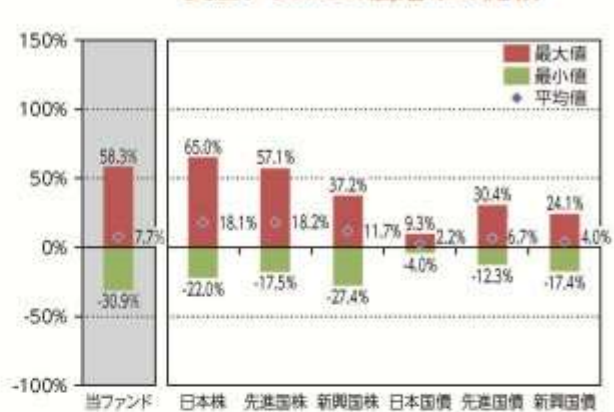
### 委託会社におけるリスク管理体制

運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。

内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

## 〔参考情報〕

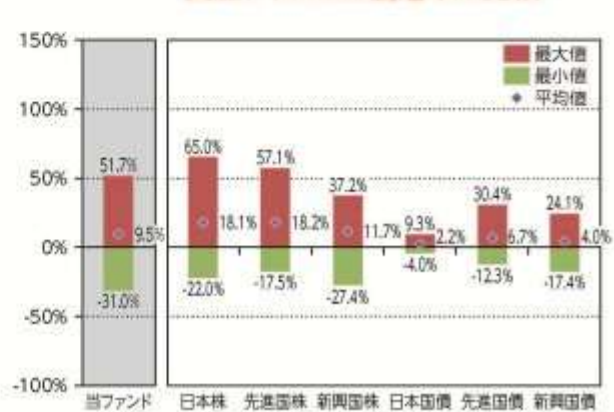
## グローバルCBファンド・ブラジルリアルコース(年1回決算型)

当ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

## グローバルCBファンド・豪ドルコース(年1回決算型)

当ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

## グローバルCBファンド・南アフリカランドコース(年1回決算型)

当ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

## 〔参考情報〕

## グローバルCBファンド・資源国通貨コース(年1回決算型)

当ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

## グローバルCBファンド・米ドルコース(年1回決算型)

当ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

## グローバルCBファンド・円コース(年1回決算型)

当ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

## 【参考情報】

\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*当ファンドについては2015年1月～2018年6月の3年6ヶ月間、他の代表的な資産クラスについては2013年7月～2018年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*当ファンドの年間騰落率は、設定後のデータのみで算出しています。従って、当該ファンドの年間騰落率と他の代表的な資産クラスの指数の年間騰落率を同じ図に表示すると、誤認につながる懸念があるため、別の図に表示しています。

\*各資産クラスの指数

日本株…… TOPIX(東証株価指数、配当込み)<sup>※1</sup>

先進国株… MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)<sup>※2</sup>

新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)<sup>※3</sup>

日本国債… NOMURA-BPI国債<sup>※4</sup>

先進国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)<sup>※5</sup>

新興国債… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)<sup>※6</sup>

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

※1 TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

※2 MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※3 MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※4 NOMURA-BPI国債とは、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※5 FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは勧誘促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※6 本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.78%（税抜 3.5%）（1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ）。

「分配金再投資コース」（2）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

2：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

上記及びの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

## （2）【換金（解約）手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

ご解約時に、信託財産留保額（ ）の控除はありません。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

## （3）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.0368%（税抜0.96%）を乗じて得た額とします（信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.324% (税抜 0.3%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.6804% (税抜 0.63%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.0324% (税抜 0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

なお上記のほかに、投資対象投資信託証券に関しても信託報酬がかかります。

（参考）各投資対象投資信託証券の信託報酬等

各投資対象投資信託証券の信託報酬（投資信託財産の純資産総額に対する年率）は下記の通りです。  
当該信託報酬は、投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価として、投資対象投資信託証券から支払われます。

なお、各投資対象投資信託証券とも、申込手数料、解約手数料はありません。

ファンド名	信託報酬
SMT グローバルCBファンド - ブラジルリアルクラス/豪ドルクラス/南アフリカランドクラス/資源国通貨クラス/米ドルクラス/日本円クラス	年率 0.84%（税抜 0.84%）
短期金融資産 マザーファンド	ありません。

当ファンドの信託報酬に投資対象投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値は下記の通りです。ただし、この値は目安であり、投資対象投資信託証券の実際の組入状況により実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率：年率1.8768%程度（税抜 1.8%程度）

（投資対象とする投資信託証券：年率0.84%程度（税抜0.84%程度））

主要投資対象とする円建外国投資信託の信託報酬等には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記を上回る場合があります。

#### （４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（投資対象投資信託証券において負担する場合があります。）。

借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（ ）、組入資産の保管に要する費用（ ）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（投資対象投資信託証券において負担する場合があります。）。

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（ ）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

## イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率（内 訳）
平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

## ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されま  
ず（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りで  
す。

## ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び  
譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離  
課税を選択したものに限りま）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

## 二．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。

ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所  
得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。

販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しく  
は、販売会社にお問い合わせください。

## 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額につい  
ては、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額か  
ら控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率（所得税のみ）
平成49年12月31日まで	15.315%
平成50年1月1日以降	15%

（平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

## 個別元本について

イ．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込  
手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たりま  
す。

ロ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行  
うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ．ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異な  
る場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

二．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当  
該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「普通分配金と元本払戻金（特別分配  
金）について」をご参照ください。）

## 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本

払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記は、平成30年 6月29日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

以下は、2018年 6月29日現在の状況について記載してあります。

### 【グローバルC Bファンド・ブラジルリアルコース（年1回決算型）】

#### （1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	1,750,236	98.67
親投資信託受益証券	日本	1,005	0.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		22,630	1.28
合計（純資産総額）		1,773,871	100.00

（注1）国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

（注2）投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### （2）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ．評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	投資比率(%)
ケイマン	投資信託受益証券	SMT グローバルC Bファンド - ブラジルリアルクラス	2,419,125	0.85	2,059,701	0.72	1,750,236	98.67
日本	親投資信託受益証券	短期金融資産 マザーファンド	992	1.0144	1,006	1.0139	1,005	0.06

（注1）国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

（注2）投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。



## ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.67
親投資信託受益証券	0.06
合計	98.72

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

### 【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末 (2014年12月10日)	818,031	818,031	12,070	12,070
第2期計算期間末 (2015年12月10日)	2,072,995	2,072,995	9,616	9,616
第3期計算期間末 (2016年12月12日)	1,881,620	1,881,620	11,708	11,708
第4期計算期間末 (2017年12月11日)	2,099,995	2,099,995	13,896	13,896
2017年 6月末日	2,017,054		13,250	
7月末日	2,133,345		14,008	
8月末日	2,105,145		13,881	
9月末日	2,182,307		14,310	
10月末日	2,153,395		14,250	
11月末日	2,150,502		14,231	
12月末日	2,120,565		14,032	
2018年 1月末日	2,120,028		14,442	
2月末日	2,047,125		13,946	
3月末日	1,958,569		13,407	
4月末日	1,920,941		13,149	
5月末日	1,818,187		12,446	
6月末日	1,773,871		12,142	

### 【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2014年 1月31日～2014年12月10日	0
第2期計算期間	2014年12月11日～2015年12月10日	0
第3期計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	0
第4期計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	0

## 【収益率の推移】

	期 間	収益率（％）
第1期計算期間	2014年 1月31日～2014年12月10日	20.7
第2期計算期間	2014年12月11日～2015年12月10日	20.3
第3期計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	21.8
第4期計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	18.7
第5期中間計算期間	2017年12月12日～2018年 6月11日	10.5

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2014年 1月31日～2014年12月10日	720,086	42,368	677,718
第2期計算期間	2014年12月11日～2015年12月10日	1,478,065		2,155,783
第3期計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	13,821	562,491	1,607,113
第4期計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	159,042	254,973	1,511,182
第5期中間計算期間	2017年12月12日～2018年 6月11日		50,291	1,460,891

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

## 【グローバルC Bファンド・豪ドルコース（年1回決算型）】

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	1,330,106	98.45
親投資信託受益証券	日本	1,005	0.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		19,889	1.47
合計(純資産総額)		1,351,000	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	投資比率(%)
ケイマン	投資信託受益証券	SMT グローバルCBファンド - 豪ドルクラス	1,375,213	1.01	1,391,777	0.96	1,330,106	98.45
日本	親投資信託受益証券	短期金融資産 マザーファンド	992	1.0144	1,006	1.0139	1,005	0.07

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.45
親投資信託受益証券	0.07
合計	98.53

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

### 【純資産の推移】

		純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2014年12月10日)	2,047,737	2,047,737	11,518	11,518
第2期計算期間末	(2015年12月10日)	1,225,857	1,225,857	10,543	10,543
第3期計算期間末	(2016年12月12日)	1,267,551	1,267,551	10,902	10,902
第4期計算期間末	(2017年12月11日)	1,400,488	1,400,488	11,942	11,942
	2017年 6月末日	1,383,880		11,895	
	7月末日	1,443,672		12,409	

8月末日	1,414,883		12,158
9月末日	1,470,611		12,459
10月末日	1,472,648		12,395
11月末日	1,435,327		12,000
12月末日	1,460,809		12,457
2018年 1月末日	1,499,466		12,786
2月末日	1,423,885		12,142
3月末日	1,360,060		11,677
4月末日	1,379,051		11,841
5月末日	1,391,747		11,950
6月末日	1,351,000		11,600

## 【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2014年 1月31日～2014年12月10日	0
第2期計算期間	2014年12月11日～2015年12月10日	0
第3期計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	0
第4期計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	0

## 【収益率の推移】

	期 間	収益率（％）
第1期計算期間	2014年 1月31日～2014年12月10日	15.2
第2期計算期間	2014年12月11日～2015年12月10日	8.5
第3期計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	3.4
第4期計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	9.5
第5期中間計算期間	2017年12月12日～2018年 6月11日	1.7

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2014年 1月31日～2014年12月10日	3,875,411	2,097,505	1,777,906
第2期計算期間	2014年12月11日～2015年12月10日	222,993	838,185	1,162,714
第3期計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日			1,162,714
第4期計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	33,352	23,369	1,172,697
第5期中間計算期間	2017年12月12日～2018年 6月11日		8,012	1,164,685

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

## 【グローバルC Bファンド・南アフリカランドコース（年1回決算型）】

### （1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	722,980	98.85
親投資信託受益証券	日本	1,005	0.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7,385	1.01
合計(純資産総額)		731,370	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### （2）【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	投資比率(%)
ケイマン	投資信託受益証券	SMT グローバルC Bファンド - 南アフリカランドクラス	788,677	0.96	761,452	0.91	722,980	98.85
日本	親投資信託受益証券	短期金融資産 マザーファンド	992	1.0144	1,006	1.0139	1,005	0.14

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.85
親投資信託受益証券	0.14
合計	98.99

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

		純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末	(2014年12月10日)	1,211,997	1,211,997	12,155	12,155
第2期計算期間末	(2015年12月10日)	1,042,844	1,042,844	10,459	10,459
第3期計算期間末	(2016年12月12日)	1,223,948	1,223,948	11,679	11,679
第4期計算期間末	(2017年12月11日)	728,052	728,052	13,505	13,505
	2017年 6月末日	711,703		13,503	
	7月末日	734,178		13,560	
	8月末日	743,417		13,510	
	9月末日	751,330		13,507	
	10月末日	738,588		13,269	
	11月末日	723,845		13,427	
	12月末日	811,140		15,046	
	2018年 1月末日	831,808		15,429	
	2月末日	836,559		15,517	
	3月末日	815,475		15,126	
	4月末日	803,300		14,901	
	5月末日	805,488		14,941	
	6月末日	731,370		13,566	

## 【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2014年 1月31日～2014年12月10日	0
第2期計算期間	2014年12月11日～2015年12月10日	0
第3期計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	0
第4期計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	0

## 【収益率の推移】

	期 間	収益率（%）
第1期計算期間	2014年 1月31日～2014年12月10日	21.6
第2期計算期間	2014年12月11日～2015年12月10日	14.0
第3期計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	11.7
第4期計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	15.6

第5期中間計算期間	2017年12月12日～2018年 6月11日	7.2
-----------	-------------------------	-----

(注1)収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

#### (4)【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間	2014年 1月31日～2014年12月10日	1,045,686	48,574	997,112
第2期計算期間	2014年12月11日～2015年12月10日			997,112
第3期計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	52,984	2,108	1,047,988
第4期計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	220,233	729,114	539,107
第5期中間計算期間	2017年12月12日～2018年 6月11日			539,107

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

#### 【グローバルC Bファンド・資源国通貨コース（年1回決算型）】

##### (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	1,163,656	98.56
親投資信託受益証券	日本	1,005	0.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		15,976	1.35
合計(純資産総額)		1,180,637	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

##### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	投資比率(%)
ケイマン	投資信託受益証券	SMT グローバルC Bファンド - 資源国通貨クラス	1,301,629	0.96	1,254,743	0.89	1,163,656	98.56
日本	親投資信託受益証券	短期金融資産 マザーファンド	992	1.0144	1,006	1.0139	1,005	0.09

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.56
親投資信託受益証券	0.09
合計	98.65

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末 (2014年12月10日)	1,117,574	1,117,574	11,956	11,956
第2期計算期間末 (2015年12月10日)	960,041	960,041	10,271	10,271
第3期計算期間末 (2016年12月12日)	1,081,321	1,081,321	11,568	11,568
第4期計算期間末 (2017年12月11日)	1,252,758	1,252,758	13,291	13,291
2017年 6月末日	1,220,468		13,056	
7月末日	1,262,181		13,501	
8月末日	1,248,232		13,350	
9月末日	1,281,207		13,595	
10月末日	1,270,987		13,486	
11月末日	1,262,246		13,392	
12月末日	1,322,594		14,032	
2018年 1月末日	1,359,051		14,419	
2月末日	1,323,642		14,043	
3月末日	1,268,738		13,567	
4月末日	1,259,903		13,472	
5月末日	1,242,557		13,287	
6月末日	1,180,637		12,625	

## 【分配の推移】



	期 間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2014年 1月31日～2014年12月10日	0
第2期計算期間	2014年12月11日～2015年12月10日	0
第3期計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	0
第4期計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	0

## 【収益率の推移】

	期 間	収益率（％）
第1期計算期間	2014年 1月31日～2014年12月10日	19.6
第2期計算期間	2014年12月11日～2015年12月10日	14.1
第3期計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	12.6
第4期計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	14.9
第5期中間計算期間	2017年12月12日～2018年 6月11日	0.6

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2014年 1月31日～2014年12月10日	944,491	9,746	934,745
第2期計算期間	2014年12月11日～2015年12月10日			934,745
第3期計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日			934,745
第4期計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	7,800		942,545
第5期中間計算期間	2017年12月12日～2018年 6月11日		7,357	935,188

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

## 【グローバルC Bファンド・米ドルコース（年1回決算型）】

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	1,216,909	98.66
親投資信託受益証券	日本	1,003	0.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		15,529	1.26
合計(純資産総額)		1,233,441	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	投資比率(%)
ケイマン	投資信託受益証券	SMT グローバルCBファンド - 米ドルクラス	1,170,218	1.07	1,253,502	1.03	1,216,909	98.66
日本	親投資信託受益証券	短期金融資産 マザーファンド	990	1.0144	1,004	1.0139	1,003	0.08

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.66
親投資信託受益証券	0.08
合計	98.74

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

### 【純資産の推移】

		純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2014年12月10日)	7,896,866	7,896,866	11,934	11,934
第2期計算期間末	(2015年12月10日)	8,263,280	8,263,280	12,330	12,330
第3期計算期間末	(2016年12月12日)	7,828,903	7,828,903	12,225	12,225
第4期計算期間末	(2017年12月11日)	1,250,713	1,250,713	13,218	13,218
	2017年 6月末日	1,209,340		12,887	
	7月末日	1,211,878		12,914	

8月末日	1,201,723		12,806
9月末日	1,252,249		13,235
10月末日	1,270,467		13,427
11月末日	1,246,154		13,170
12月末日	1,258,361		13,299
2018年 1月末日	1,244,822		13,156
2月末日	1,224,228		12,938
3月末日	1,188,644		12,666
4月末日	1,223,335		13,036
5月末日	1,234,811		13,158
6月末日	1,233,441		13,144

## 【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2014年 1月31日～2014年12月10日	0
第2期計算期間	2014年12月11日～2015年12月10日	0
第3期計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	0
第4期計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	0

## 【収益率の推移】

	期 間	収益率（％）
第1期計算期間	2014年 1月31日～2014年12月10日	19.3
第2期計算期間	2014年12月11日～2015年12月10日	3.3
第3期計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	0.9
第4期計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	8.1
第5期中間計算期間	2017年12月12日～2018年 6月11日	0.6

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2014年 1月31日～2014年12月10日	6,616,933		6,616,933
第2期計算期間	2014年12月11日～2015年12月10日	1,187,128	1,102,241	6,701,820
第3期計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	25,937	323,823	6,403,934
第4期計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	7,766	5,465,503	946,197
第5期中間計算期間	2017年12月12日～2018年 6月11日		7,766	938,431

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

## 【グローバルCBファンド・円コース（年1回決算型）】

### （1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	584,098	99.29
親投資信託受益証券	日本	1,005	0.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,187	0.54
合計(純資産総額)		588,290	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### （2）【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	投資比率(%)
ケイマン	投資信託受益証券	SMT グローバルCBファンド - 日本円クラス	565,165	1.04	592,365	1.03	584,098	99.29
日本	親投資信託受益証券	短期金融資産 マザーファンド	992	1.0144	1,006	1.0139	1,005	0.17

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.29
親投資信託受益証券	0.17
合計	99.46

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

		純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末	(2014年12月10日)	4,414,525	4,414,525	10,253	10,253
第2期計算期間末	(2015年12月10日)	754,844	754,844	10,212	10,212
第3期計算期間末	(2016年12月12日)	783,991	783,991	10,606	10,606
第4期計算期間末	(2017年12月11日)	592,619	592,619	11,460	11,460
	2017年 6月末日	886,024		11,347	
	7月末日	909,206		11,520	
	8月末日	920,963		11,485	
	9月末日	943,733		11,587	
	10月末日	696,860		11,686	
	11月末日	646,999		11,585	
	12月末日	598,620		11,576	
	2018年 1月末日	612,775		11,849	
	2月末日	609,317		11,783	
	3月末日	601,853		11,638	
	4月末日	591,093		11,624	
	5月末日	598,100		11,762	
	6月末日	588,290		11,569	

## 【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2014年 1月31日～2014年12月10日	0
第2期計算期間	2014年12月11日～2015年12月10日	0
第3期計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	0
第4期計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	0

## 【収益率の推移】

	期 間	収益率（%）
第1期計算期間	2014年 1月31日～2014年12月10日	2.5
第2期計算期間	2014年12月11日～2015年12月10日	0.4
第3期計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	3.9
第4期計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	8.1

第5期中間計算期間	2017年12月12日～2018年 6月11日	3.2
-----------	-------------------------	-----

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

#### (4)【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間	2014年 1月31日～2014年12月10日	4,305,560		4,305,560
第2期計算期間	2014年12月11日～2015年12月10日		3,566,371	739,189
第3期計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日			739,189
第4期計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	104,727	326,782	517,134
第5期中間計算期間	2017年12月12日～2018年 6月11日		8,630	508,504

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

#### 短期金融資産 マザーファンド

#### 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	日本	301,991,000	1.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		26,182,315,241	98.86
合計(純資産総額)		26,484,306,241	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	社債券	第424回中部電力株式会社社債	100,000,000	102.11	102,115,000	100.78	100,782,000	2.000	2018/11/22	0.38
日本	社債券	第316回中国電力株式会社社債	100,000,000	102.18	102,183,000	100.66	100,665,000	2.075	2018/10/25	0.38
日本	社債券	第358回中国電力株式会社社債	100,000,000	101.78	101,789,000	100.54	100,544,000	1.702	2018/10/25	0.38

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
社債券	1.14
合計	1.14

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 参考情報

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

## 運用実績

当初設定日：2014年1月31日

作成基準日：2018年6月29日

### グローバルCBファンド・ブラジルリアルコース（年1回決算型）

#### 基準価額・純資産の推移



※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

#### 分配の推移（1万口当たり、税引前）

設定来分配金合計額：0円

決算期	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	—
分配金	0円	0円	0円	0円	—

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

#### 主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
SMT グローバルCBファンド・ブラジルリアルクラス	98.7%
短期金融資産 マザーファンド	0.1%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

#### 年間収益率の推移（暦年ベース）



※2014年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2018年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。



当初設定日：2014年1月31日  
作成基準日：2018年6月29日



## グローバルCBファンド・豪ドルコース(年1回決算型)

### 基準価額・純資産の推移



※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:0円

決算期	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	—
分配金	0円	0円	0円	0円	—

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### 主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
SMT グローバルCBファンド・豪ドルクラス	98.5%
短期金融資産 マザーファンド	0.1%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

### 年間収益率の推移(暦年ベース)



※2014年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2018年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 運用実績

当初設定日：2014年1月31日  
作成基準日：2018年6月29日

### グローバルCBファンド・南アフリカランドコース（年1回決算型）

#### 基準価額・純資産の推移



※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

#### 分配の推移（1万口当たり、税引前）

設定来分配金合計額：0円

決算期	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	—
分配金	0円	0円	0円	0円	—

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

#### 主要な資産の状況

	投資信託証券	投資比率
SMT グローバルCBファンド・南アフリカランドクラス		98.9%
短期金融資産 マザーファンド		0.1%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

#### 年間収益率の推移（暦年ベース）



※2014年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2018年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

当初設定日：2014年1月31日  
作成基準日：2018年6月29日



## グローバルCBファンド・資源国通貨コース(年1回決算型)

### 基準価額・純資産の推移



基準価額	12,625円
純資産総額	0.01億円

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:0円

決算期	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	—
分配金	0円	0円	0円	0円	—

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### 主要な資産の状況

	投資信託証券	投資比率
SMT グローバルCBファンド・資源国通貨クラス		98.6%
短期金融資産 マザーファンド		0.1%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

### 年間収益率の推移(暦年ベース)



※2014年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2018年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 運用実績

当初設定日：2014年1月31日

作成基準日：2018年6月29日

### グローバルCBファンド・米ドルコース(年1回決算型)

#### 基準価額・純資産の推移



※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

#### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:0円

決算期	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	—
分配金	0円	0円	0円	0円	—

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

#### 主要な資産の状況

	投資信託証券	投資比率
SMT グローバルCBファンド・米ドルクラス		98.7%
短期金融資産 マザーファンド		0.1%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

#### 年間収益率の推移(暦年ベース)

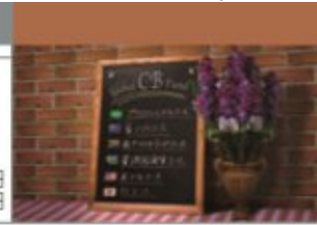


※2014年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2018年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

当初設定日：2014年1月31日  
作成基準日：2018年6月29日

## グローバルCBファンド・円コース(年1回決算型)

## 基準価額・純資産の推移



※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:0円

決算期	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	—
分配金	0円	0円	0円	0円	—

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
SMT グローバルCBファンド-日本円クラス	99.3%
短期金融資産 マザーファンド	0.2%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

※2014年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2018年は年初から作成基準日までの収益率です。  
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

## &lt; 申込手続 &gt;

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

#### < 申込コース >

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」（ ）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

#### < 申込みの受付 >

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

#### < 申込単位 >

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1円以上1円単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### < 申込価額 >

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### < 申込手数料 >

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

#### < 申込代金の支払い >

販売会社が定める期日までにお支払いください。

#### < 受付不可日 >

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けられないものとします。

ニューヨークの取引所の休業日

ロンドンの取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

チューリッヒの銀行休業日

#### < 申込受付の中止等 >

収益分配金を再投資する場合を除き、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### < その他 >

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委

託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### <スイッチング>

当ファンドはグローバルCBファンド（年1回決算型）を構成する各ファンドの間において、スイッチング（ ）の取扱いを行う場合があります。上記受付不可日の場合は、スイッチングの取扱いは行いません。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングとは、当ファンドの解約請求日に当該ファンドの解約に係る手取金をもって別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

#### <問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

## 2【換金（解約）手続等】

#### <一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

#### <一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

#### <一部解約単位>

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### <解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

#### <一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

#### <受付不可日>

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ニューヨークの取引所の休業日

ロンドンの取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

チューリッヒの銀行休業日

#### <一部解約受付の中止等>

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

#### <一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

#### <その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

#### <問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）



### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### <基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

##### <基準価額の算出頻度>

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

##### <主要な投資対象資産の評価方法>

##### イ．外国投資信託証券の評価方法

原則として計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）で評価します。

##### ロ．マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

##### ハ．マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

##### 公社債等

計算日における次のa.からc.までに掲げるいずれかの価額で評価します。

- a. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）
- c. 価格情報会社の提供する価額

##### <基準価額の照会方法>

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

##### （照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

平成26年1月31日（設定日）から平成33年12月10日までとします。

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### （４）【計算期間】

原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。

ただし、第1計算期間は、平成26年1月31日から平成26年12月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### （５）【その他】

##### < 投資信託契約の終了（償還）と手続き >

##### （１）投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうち、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・ グローバルCBファンド（年1回決算型）を構成する6ファンドの受益権の口数を合計した口数が40億口を下回るようになった場合
- ・ 投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・ やむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、主要投資対象とする円建外国投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、その円建外国投資信託に投資を行っているファンドの投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させます。

委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

##### （２）投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（１）によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記からまでの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記からまでの手続きを行うことが困難な場合にも

適用しません。

#### < 投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き >

##### (1) 投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

- ・ 受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・ やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続きに従います。

##### (2) 重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

上記からまでの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### < 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い >

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記< 投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き >に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

#### < 運用報告書 >

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用

報告書を販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。

#### < 関係法人との契約の更改手続き >

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約  
当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

#### < 公告 >

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### < 混蔵寄託 >

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### < 投資信託財産の登記等及び記載等の留保等 >

信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

上記 ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## 4 【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

上記 の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

上記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (2)償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

#### (4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

## 【グローバルC Bファンド・ブラジルリアルコース（年1回決算型）】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成28年12月13日から平成29年12月11日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成28年12月12日現在)	第4期 (平成29年12月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	50,922	38,664
投資信託受益証券	1,862,453	2,071,241
親投資信託受益証券	1,006	1,006
流動資産合計	1,914,381	2,110,911
資産合計	1,914,381	2,110,911
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	24,000	-
未払受託者報酬	269	358
未払委託者報酬	8,491	10,553
その他未払費用	1	5
流動負債合計	32,761	10,916
負債合計	32,761	10,916
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,607,113	1,511,182
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	274,507	588,813
(分配準備積立金)	459,660	583,756
元本等合計	1,881,620	2,099,995
純資産合計	1,881,620	2,099,995
負債純資産合計	1,914,381	2,110,911

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期		第4期	
	自	平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	自	平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
営業収益				
受取配当金		237,951		218,678
受取利息		1		-
有価証券売買等損益		84,967		136,788
営業収益合計		322,919		355,466
営業費用				
受託者報酬		484		697
委託者報酬		15,859		20,534
その他費用		2		10
営業費用合計		16,345		21,241
営業利益又は営業損失（ ）		306,574		334,225
経常利益又は経常損失（ ）		306,574		334,225
当期純利益又は当期純損失（ ）		306,574		334,225
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		29,372		31,955
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		82,788		274,507
剰余金増加額又は欠損金減少額		21,610		57,749
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		21,610		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		57,749
剰余金減少額又は欠損金増加額		261		45,713
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		45,713
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		261		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		274,507		588,813



## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
3. その他	受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。
	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっておりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、第4期計算期間は平成28年12月13日から平成29年12月11日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

	第3期 (平成28年12月12日現在)	第4期 (平成29年12月11日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,607,113口	1,511,182口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.1708円 (11,708円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.3896円 (13,896円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日			第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	224,366円	費用控除後の配当等収益額	A	193,680円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	348,556円	収益調整金額	C	379,244円

第3期 自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日			第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日		
分配準備積立金額	D	235,294円	分配準備積立金額	D	390,076円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	808,216円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	963,000円
当ファンドの期末残存口数	F	1,607,113口	当ファンドの期末残存口数	F	1,511,182口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,028円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	6,372円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第4期 (平成29年12月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券

	第4期 (平成29年12月11日現在)
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( 重要な後発事象に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( その他の注記 )

## 元本の移動

区分	第3期	第4期
	自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	2,155,783円	1,607,113円
期中追加設定元本額	13,821円	159,042円
期中一部解約元本額	562,491円	254,973円

## ( 有価証券に関する注記 )

## 売買目的有価証券

種類	第3期 (平成28年12月12日現在)	第4期 (平成29年12月11日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	118,787	119,912
親投資信託受益証券	1	-

合計	118,786	119,912
----	---------	---------

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	SMT グローバルCBファンド - ブラジルレアルクラス	2,431,606	2,071,241	
投資信託受益証券合計		2,431,606	2,071,241	
親投資信託受益証券	短期金融資産 マザーファンド	992	1,006	
親投資信託受益証券合計		992	1,006	
合計			2,072,247	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【グローバルC Bファンド・豪ドルコース（年1回決算型）】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成28年12月13日から平成29年12月11日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成28年12月12日現在)	第4期 (平成29年12月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	23,704	21,653
投資信託受益証券	1,254,764	1,385,172
親投資信託受益証券	1,006	1,006
流動資産合計	1,279,474	1,407,831
資産合計	1,279,474	1,407,831
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	6,000	-
未払受託者報酬	185	209
未払委託者報酬	5,738	7,134
流動負債合計	11,923	7,343
負債合計	11,923	7,343
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,162,714	1,172,697
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	104,837	227,791
(分配準備積立金)	239,026	297,024
元本等合計	1,267,551	1,400,488
純資産合計	1,267,551	1,400,488
負債純資産合計	1,279,474	1,407,831

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期		第4期	
	自	平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	自	平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
営業収益				
受取配当金		37,533		71,210
有価証券売買等損益		15,939		62,408
営業収益合計		53,472		133,618
営業費用				
受託者報酬		368		404
委託者報酬		11,410		13,647
その他費用		-		1
営業費用合計		11,778		14,052
営業利益又は営業損失（ ）		41,694		119,566
経常利益又は経常損失（ ）		41,694		119,566
当期純利益又は当期純損失（ ）		41,694		119,566
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		-		2,484
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		63,143		104,837
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		8,078
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		8,078
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		2,206
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		2,206
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		104,837		227,791

## ( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
3. その他	受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。
	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっておりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、第4期計算期間は平成28年12月13日から平成29年12月11日までとなっております。

( 貸借対照表に関する注記 )

	第3期 (平成28年12月12日現在)	第4期 (平成29年12月11日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,162,714口	1,172,697口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0902円 (10,902円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.1942円 (11,942円)

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第3期 自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日																								
<b>分配金の計算過程</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>29,266円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>84,919円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	29,266円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	84,919円	<b>分配金の計算過程</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>62,668円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>93,426円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	62,668円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	93,426円
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	29,266円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円																							
収益調整金額	C	84,919円																							
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	62,668円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円																							
収益調整金額	C	93,426円																							

第3期 自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日			第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日		
分配準備積立金額	D	209,760円	分配準備積立金額	D	234,356円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	323,945円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	390,450円
当ファンドの期末残存口数	F	1,162,714口	当ファンドの期末残存口数	F	1,172,697口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,786円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,329円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第4期 (平成29年12月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券



	第4期 (平成29年12月11日現在)
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( 重要な後発事象に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( その他の注記 )

## 元本の移動

区分	第3期	第4期
	自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,162,714円	1,162,714円
期中追加設定元本額	- 円	33,352円
期中一部解約元本額	- 円	23,369円

## ( 有価証券に関する注記 )

## 売買目的有価証券

種類	第3期 (平成28年12月12日現在)	第4期 (平成29年12月11日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	15,939	61,690
親投資信託受益証券	1	-

合計	15,938	61,690
----	--------	--------

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	SMT グローバルCBファンド - 豪ドルクラス	1,368,748	1,385,172	
投資信託受益証券合計		1,368,748	1,385,172	
親投資信託受益証券	短期金融資産 マザーファンド	992	1,006	
親投資信託受益証券合計		992	1,006	
合計			1,386,178	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【グローバルC Bファンド・南アフリカランドコース（年1回決算型）】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成28年12月13日から平成29年12月11日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成28年12月12日現在)	第4期 (平成29年12月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	80,666	9,302
投資信託受益証券	1,119,445	721,452
親投資信託受益証券	1,006	1,006
未収入金	90,000	-
流動資産合計	1,291,117	731,760
資産合計	1,291,117	731,760
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	62,000	-
未払受託者報酬	179	155
未払委託者報酬	4,990	3,553
流動負債合計	67,169	3,708
負債合計	67,169	3,708
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,047,988	539,107
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	175,960	188,945
(分配準備積立金)	356,728	169,091
元本等合計	1,223,948	728,052
純資産合計	1,223,948	728,052
負債純資産合計	1,291,117	731,760

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期		第4期	
	自	平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	自	平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
営業収益				
受取配当金		78,883		65,112
有価証券売買等損益		53,233		93,007
営業収益合計		132,116		158,119
営業費用				
支払利息		-		4
受託者報酬		341		325
委託者報酬		9,519		8,502
営業費用合計		9,860		8,831
営業利益又は営業損失（ ）		122,256		149,288
経常利益又は経常損失（ ）		122,256		149,288
当期純利益又は当期純損失（ ）		122,256		149,288
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		351		75,588
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		45,732		175,960
剰余金増加額又は欠損金減少額		7,717		69,232
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		7,717		69,232
剰余金減少額又は欠損金増加額		96		129,947
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		96		129,947
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		175,960		188,945

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
3. その他	受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。
	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっておりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、第4期計算期間は平成28年12月13日から平成29年12月11日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

	第3期 (平成28年12月12日現在)	第4期 (平成29年12月11日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,047,988口	539,107口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.1679円 (11,679円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.3505円 (13,505円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日																								
<b>分配金の計算過程</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>72,992円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>77,390円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	72,992円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	77,390円	<b>分配金の計算過程</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>42,337円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>102,204円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	42,337円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	102,204円
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	72,992円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円																							
収益調整金額	C	77,390円																							
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	42,337円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円																							
収益調整金額	C	102,204円																							

第3期 自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日			第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日		
分配準備積立金額	D	283,736円	分配準備積立金額	D	126,754円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	434,118円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	271,295円
当ファンドの期末残存口数	F	1,047,988口	当ファンドの期末残存口数	F	539,107口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,142円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,032円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第4期 (平成29年12月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券

	第4期 (平成29年12月11日現在)
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( 重要な後発事象に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( その他の注記 )

## 元本の移動

区分	第3期	第4期
	自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	997,112円	1,047,988円
期中追加設定元本額	52,984円	220,233円
期中一部解約元本額	2,108円	729,114円

## ( 有価証券に関する注記 )

## 売買目的有価証券

種類	第3期 (平成28年12月12日現在)	第4期 (平成29年12月11日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	49,273	35,555
親投資信託受益証券	1	-

合計	49,272	35,555
----	--------	--------

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	SMT グローバルCBファンド - 南アフリカ ランドクラス	750,653	721,452	
投資信託受益証券合計		750,653	721,452	
親投資信託受益証券	短期金融資産 マザーファンド	992	1,006	
親投資信託受益証券合計		992	1,006	
合計			722,458	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 【グローバルC Bファンド・資源国通貨コース（年1回決算型）】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成28年12月13日から平成29年12月11日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成28年12月12日現在)	第4期 (平成29年12月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	21,668	23,391
投資信託受益証券	1,069,581	1,234,785
親投資信託受益証券	1,006	1,006
流動資産合計	1,092,255	1,259,182
資産合計	1,092,255	1,259,182
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	6,000	-
未払受託者報酬	173	185
未払委託者報酬	4,761	6,239
流動負債合計	10,934	6,424
負債合計	10,934	6,424
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	934,745	942,545
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	146,576	310,213
(分配準備積立金)	298,736	375,824
元本等合計	1,081,321	1,252,758
純資産合計	1,081,321	1,252,758
負債純資産合計	1,092,255	1,259,182

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期		第4期	
	自	平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	自	平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
営業収益				
受取配当金		81,526		83,013
有価証券売買等損益		49,182		90,204
営業収益合計		130,708		173,217
営業費用				
受託者報酬		329		367
委託者報酬		9,099		11,997
その他費用		-		1
営業費用合計		9,428		12,365
営業利益又は営業損失（ ）		121,280		160,852
経常利益又は経常損失（ ）		121,280		160,852
当期純利益又は当期純損失（ ）		121,280		160,852
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		25,296		146,576
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		2,785
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		2,785
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		146,576		310,213

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
3. その他	受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。
	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっておりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、第4期計算期間は平成28年12月13日から平成29年12月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第3期 (平成28年12月12日現在)	第4期 (平成29年12月11日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	934,745口	942,545口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.1568円 (11,568円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.3291円 (13,291円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日			第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	75,646円	費用控除後の配当等収益額	A	77,088円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	68,038円	収益調整金額	C	71,554円

第3期 自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日			第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日		
分配準備積立金額	D	223,090円	分配準備積立金額	D	298,736円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	366,774円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	447,378円
当ファンドの期末残存口数	F	934,745口	当ファンドの期末残存口数	F	942,545口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,923円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,746円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第4期 (平成29年12月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券

	第4期 (平成29年12月11日現在)
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( 重要な後発事象に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( その他の注記 )

元本の移動

区分	第3期 自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
	投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	934,745円	934,745円
期中追加設定元本額	- 円	7,800円
期中一部解約元本額	- 円	- 円

## ( 有価証券に関する注記 )

売買目的有価証券

種類	第3期 (平成28年12月12日現在)	第4期 (平成29年12月11日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	49,182	90,204
親投資信託受益証券	1	-

合計	49,181	90,204
----	--------	--------

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	SMT グローバルCBファンド - 資源国通貨クラス	1,281,563	1,234,785	
投資信託受益証券合計		1,281,563	1,234,785	
親投資信託受益証券	短期金融資産 マザーファンド	992	1,006	
親投資信託受益証券合計		992	1,006	
合計			1,235,791	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【グローバルCBファンド・米ドルコース（年1回決算型）】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成28年12月13日から平成29年12月11日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成28年12月12日現在)	第4期 (平成29年12月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	143,353	23,749
投資信託受益証券	7,747,205	1,232,263
親投資信託受益証券	5,007	1,004
流動資産合計	7,895,565	1,257,016
資産合計	7,895,565	1,257,016
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	30,000	-
未払受託者報酬	1,136	183
未払委託者報酬	35,372	6,120
その他未払費用	154	-
流動負債合計	66,662	6,303
負債合計	66,662	6,303
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	6,403,934	946,197
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,424,969	304,516
(分配準備積立金)	2,120,195	402,917
元本等合計	7,828,903	1,250,713
純資産合計	7,828,903	1,250,713
負債純資産合計	7,895,565	1,257,016

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期		第4期	
	自	平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	自	平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
営業収益				
受取配当金		204,561		275,474
有価証券売買等損益		238,241		136,945
営業収益合計		33,680		138,529
営業費用				
支払利息		-		31
受託者報酬		2,354		1,079
委託者報酬		72,963		34,095
その他費用		337		126
営業費用合計		75,654		35,331
営業利益又は営業損失（ ）		109,334		103,198
経常利益又は経常損失（ ）		109,334		103,198
当期純利益又は当期純損失（ ）		109,334		103,198
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		45,036		9,740
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,561,460		1,424,969
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,122		2,234
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,122		2,234
剰余金減少額又は欠損金増加額		75,315		1,216,145
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		75,315		1,216,145
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,424,969		304,516



## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
3. その他	受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。
	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっておりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、第4期計算期間は平成28年12月13日から平成29年12月11日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

	第3期 (平成28年12月12日現在)	第4期 (平成29年12月11日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	6,403,934口	946,197口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.2225円 (12,225円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.3218円 (13,218円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日																								
<b>分配金の計算過程</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>125,012円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>791,929円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	125,012円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	791,929円	<b>分配金の計算過程</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>92,210円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>120,111円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	92,210円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	120,111円
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	125,012円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円																							
収益調整金額	C	791,929円																							
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	92,210円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円																							
収益調整金額	C	120,111円																							

第3期 自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日			第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日		
分配準備積立金額	D	1,995,183円	分配準備積立金額	D	310,707円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,912,124円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	523,028円
当ファンドの期末残存口数	F	6,403,934口	当ファンドの期末残存口数	F	946,197口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,547円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,527円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第4期 (平成29年12月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券

	第4期 (平成29年12月11日現在)
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( 重要な後発事象に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( その他の注記 )

## 元本の移動

区分	第3期	第4期
	自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	6,701,820円	6,403,934円
期中追加設定元本額	25,937円	7,766円
期中一部解約元本額	323,823円	5,465,503円

## ( 有価証券に関する注記 )

## 売買目的有価証券

種類	第3期 (平成28年12月12日現在)	第4期 (平成29年12月11日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	197,268	6,406
親投資信託受益証券	-	1

合計	197,268	6,405
----	---------	-------

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	SMT グローバルCBファンド - 米ドルクラス	1,150,036	1,232,263	
投資信託受益証券合計		1,150,036	1,232,263	
親投資信託受益証券	短期金融資産 マザーファンド	990	1,004	
親投資信託受益証券合計		990	1,004	
合計			1,233,267	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【グローバルC Bファンド・円コース（年1回決算型）】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成28年12月13日から平成29年12月11日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成28年12月12日現在)	第4期 (平成29年12月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	14,585	11,391
投資信託受益証券	775,404	584,365
親投資信託受益証券	1,006	1,006
流動資産合計	790,995	596,762
資産合計	790,995	596,762
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	3,000	-
未払受託者報酬	154	154
未払委託者報酬	3,850	3,989
流動負債合計	7,004	4,143
負債合計	7,004	4,143
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	739,189	517,134
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	44,802	75,485
(分配準備積立金)	91,735	87,121
元本等合計	783,991	592,619
純資産合計	783,991	592,619
負債純資産合計	790,995	596,762

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第3期		第4期	
	自	平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	自	平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
営業収益				
受取配当金		18,454		54,367
有価証券売買等損益		18,481		22,961
営業収益合計		36,935		77,328
営業費用				
受託者報酬		307		308
委託者報酬		7,481		7,993
営業費用合計		7,788		8,301
営業利益又は営業損失 ( )		29,147		69,027
経常利益又は経常損失 ( )		29,147		69,027
当期純利益又は当期純損失 ( )		29,147		69,027
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )		-		31,129
期首剰余金又は期首欠損金 ( )		15,655		44,802
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		15,801
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		15,801
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		23,016
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		23,016
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金 ( )		44,802		75,485

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。  (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっておりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、第4期計算期間は平成28年12月13日から平成29年12月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第3期 (平成28年12月12日現在)	第4期 (平成29年12月11日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	739,189口	517,134口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0606円 (10,606円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.1460円 (11,460円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日																								
<b>分配金の計算過程</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>15,448円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>15,724円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	15,448円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	15,724円	<b>分配金の計算過程</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>31,411円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>22,009円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	31,411円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	22,009円
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	15,448円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円																							
収益調整金額	C	15,724円																							
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	31,411円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円																							
収益調整金額	C	22,009円																							

第3期 自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日			第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日		
分配準備積立金額	D	76,287円	分配準備積立金額	D	55,710円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	107,459円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	109,130円
当ファンドの期末残存口数	F	739,189口	当ファンドの期末残存口数	F	517,134口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,453円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,110円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第4期 自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第4期 (平成29年12月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券



	第4期 (平成29年12月11日現在)
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( 重要な後発事象に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( その他の注記 )

## 元本の移動

区分	第3期	第4期
	自 平成27年12月11日 至 平成28年12月12日	自 平成28年12月13日 至 平成29年12月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	739,189円	739,189円
期中追加設定元本額	- 円	104,727円
期中一部解約元本額	- 円	326,782円

## ( 有価証券に関する注記 )

## 売買目的有価証券

種類	第3期 (平成28年12月12日現在)	第4期 (平成29年12月11日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	18,481	8,143
親投資信託受益証券	1	-

合計	18,480	8,143
----	--------	-------

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	SMT グローバルCBファンド - 日本円クラス	557,441	584,365	
投資信託受益証券合計		557,441	584,365	
親投資信託受益証券	短期金融資産 マザーファンド	992	1,006	
親投資信託受益証券合計		992	1,006	
合計			585,371	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

短期金融資産 マザーファンド

貸借対照表

	平成29年12月11日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	16,894,417,380
社債券	305,101,000
未収利息	573,973
流動資産合計	17,200,092,353
資産合計	17,200,092,353
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,210,023
未払利息	25,892
その他未払費用	954
流動負債合計	1,236,869
負債合計	1,236,869
純資産の部	
元本等	
元本	16,954,607,137
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	244,248,347
元本等合計	17,198,855,484
純資産合計	17,198,855,484
負債純資産合計	17,200,092,353

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	平成29年12月11日現在
有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	平成29年12月11日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	16,954,607,137口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0144円 (1万口当たり純資産額) (10,144円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

	平成29年12月11日現在
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	平成29年12月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。
-------------

## （その他の注記）

## 元本の移動

区分	平成29年12月11日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成28年12月13日
期首元本額	7,533,298,844円
期中追加設定元本額	28,307,597,306円
期中一部解約元本額	18,886,289,013円
期末元本額	16,954,607,137円
期末元本額の内訳	
T C A グローバル・キャピタルファンド（毎月決算型）	98,805円
グローバルC B ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型）	345,772円
グローバルC B ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	163,107円
グローバルC B ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	11,222円
グローバルC B ファンド・資源国通貨コース（毎月分配型）	63,307円
グローバルC B ファンド・米ドルコース（毎月分配型）	128,472円
グローバルC B ファンド・円コース（毎月分配型）	51,066円
D C ターゲット・イヤールファンド2025	755,404,213円
D C ターゲット・イヤールファンド2035	56,772,898円
D C ターゲット・イヤールファンド2045	24,472,105円
T C A ファンド（SMA専用）	1,042,346円
バランスG（25）VA（適格機関投資家専用）	6,760,615,573円
F O F s 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	5,987,045円
ブラジル国債ファンド（毎月分配型）	2,120,953円
ブラジル国債ファンド（年2回決算型）	140,627円
S L I G A R S ファンド（SMA専用）	9,874円
ブラジル高配当株オープン（毎月決算型）	9,880,568円
アメリカ高配当株オープン（毎月決算型）	296,510円
アメリカ高配当株オープン（年2回決算型）	98,901円
米国成長株式ファンド	493,486円
グローバルC B ファンド・ブラジルリアルコース（年1回決算型）	992円
グローバルC B ファンド・豪ドルコース（年1回決算型）	992円
グローバルC B ファンド・南アフリカランドコース（年1回決算型）	992円
グローバルC B ファンド・資源国通貨コース（年1回決算型）	992円
グローバルC B ファンド・米ドルコース（年1回決算型）	990円

区分	平成29年12月11日現在
グローバルC Bファンド・円コース（年1回決算型）	992円
日本株配当戦略投信2016-09（適格機関投資家専用）	9,336,404,337円

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	平成29年12月11日現在	
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	
社債券		986,000
合計		986,000

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「短期金融資産 マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
社債券	第424回中部電力株式会社社債	100,000,000	101,866,000	
	第316回中国電力株式会社社債	100,000,000	101,780,000	
	第358回中国電力株式会社社債	100,000,000	101,455,000	
合計		300,000,000	305,101,000	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

## 【グローバルC Bファンド・ブラジルリアルコース（年1回決算型）】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間(2017年12月12日から2018年6月11日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (2017年12月11日現在)	第5期中間計算期間 (2018年6月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	-	539
コール・ローン	38,664	33,328
投資信託受益証券	2,071,241	1,792,813
親投資信託受益証券	1,006	1,005
流動資産合計	2,110,911	1,827,685
資産合計	2,110,911	1,827,685
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	358	345
未払委託者報酬	10,553	9,953
その他未払費用	5	5
流動負債合計	10,916	10,303
負債合計	10,916	10,303
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,511,182	1,460,891
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	588,813	356,491
(分配準備積立金)	583,756	564,330
元本等合計	2,099,995	1,817,382
純資産合計	2,099,995	1,817,382
負債純資産合計	2,110,911	1,827,685



## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2016年12月13日 至 2017年 6月12日	第5期中間計算期間 自 2017年12月12日 至 2018年 6月11日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	125,546	64,696
有価証券売買等損益	105,246	264,429
営業収益合計	230,792	199,733
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	339	345
委託者報酬	9,981	9,953
その他費用	5	5
営業費用合計	10,325	10,303
営業利益又は営業損失（ ）	220,467	210,036
経常利益又は経常損失（ ）	220,467	210,036
中間純利益又は中間純損失（ ）	220,467	210,036
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	26,800	2,692
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	274,507	588,813
剰余金増加額又は欠損金減少額	50,764	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	50,764	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	41,706	19,594
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	41,706	19,594
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	477,232	356,491

## ( 3 ) 【中間注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。  (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、第5期中間計算期間は2017年12月12日から2018年 6月11日までとなっております。

( 中間貸借対照表に関する注記 )

	第4期 (2017年12月11日現在)	第5期中間計算期間 (2018年 6月11日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,511,182口	1,460,891口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.3896円 (13,896円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.2440円 (12,440円)

( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

該当事項はありません。

( 金融商品に関する注記 )

金融商品の時価等に関する事項

	第5期中間計算期間 (2018年 6月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。
-------------

## (その他の注記)

元本の移動

区分	第4期 自 2016年12月13日 至 2017年12月11日	第5期中間計算期間 自 2017年12月12日 至 2018年 6月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,607,113円	1,511,182円
期中追加設定元本額	159,042円	- 円
期中一部解約元本額	254,973円	50,291円

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。
-------------

## 【グローバルC Bファンド・豪ドルコース（年1回決算型）】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間(2017年12月12日から2018年6月11日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (2017年12月11日現在)	第5期中間計算期間 (2018年6月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	-	444
コール・ローン	21,653	27,423
投資信託受益証券	1,385,172	1,392,540
親投資信託受益証券	1,006	1,005
流動資産合計	1,407,831	1,421,412
資産合計	1,407,831	1,421,412
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	209	209
未払委託者報酬	7,134	7,063
その他未払費用	-	2
流動負債合計	7,343	7,274
負債合計	7,343	7,274
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,172,697	1,164,685
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	227,791	249,453
(分配準備積立金)	297,024	294,995
元本等合計	1,400,488	1,414,138
純資産合計	1,400,488	1,414,138
負債純資産合計	1,407,831	1,421,412

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2016年12月13日 至 2017年 6月12日	第5期中間計算期間 自 2017年12月12日 至 2018年 6月11日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	16,744	29,828
有価証券売買等損益	66,984	367
営業収益合計	83,728	30,195
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	195	209
委託者報酬	6,513	7,063
その他費用	1	2
営業費用合計	6,709	7,274
営業利益又は営業損失（ ）	77,019	22,921
経常利益又は経常損失（ ）	77,019	22,921
中間純利益又は中間純損失（ ）	77,019	22,921
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	-	297
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	104,837	227,791
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,556
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,556
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	181,856	249,453

## ( 3 ) 【中間注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。  (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、第5期中間計算期間は2017年12月12日から2018年 6月11日までとなっております。

( 中間貸借対照表に関する注記 )

	第4期 (2017年12月11日現在)	第5期中間計算期間 (2018年 6月11日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,172,697口	1,164,685口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.1942円 (11,942円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.2142円 (12,142円)

( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

該当事項はありません。

( 金融商品に関する注記 )

金融商品の時価等に関する事項

	第5期中間計算期間 (2018年 6月11日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

元本の移動

区分	第4期 自 2016年12月13日 至 2017年12月11日	第5期中間計算期間 自 2017年12月12日 至 2018年 6月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,162,714円	1,172,697円
期中追加設定元本額	33,352円	- 円
期中一部解約元本額	23,369円	8,012円

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## 【グローバルC Bファンド・南アフリカランドコース（年1回決算型）】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間(2017年12月12日から2018年6月11日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (2017年12月11日現在)	第5期中間計算期間 (2018年6月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	-	190
コール・ローン	9,302	11,717
投資信託受益証券	721,452	771,799
親投資信託受益証券	1,006	1,005
流動資産合計	731,760	784,711
資産合計	731,760	784,711
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	155	154
未払委託者報酬	3,553	3,982
流動負債合計	3,708	4,136
負債合計	3,708	4,136
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	539,107	539,107
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	188,945	241,468
(分配準備積立金)	169,091	169,091
元本等合計	728,052	780,575
純資産合計	728,052	780,575
負債純資産合計	731,760	784,711



## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2016年12月13日 至 2017年 6月12日	第5期中間計算期間 自 2017年12月12日 至 2018年 6月11日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	38,871	46,313
有価証券売買等損益	112,622	10,346
営業収益合計	151,493	56,659
<b>営業費用</b>		
支払利息	4	-
受託者報酬	170	154
委託者報酬	4,949	3,982
営業費用合計	5,123	4,136
営業利益又は営業損失（ ）	146,370	52,523
経常利益又は経常損失（ ）	146,370	52,523
中間純利益又は中間純損失（ ）	146,370	52,523
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	72,349	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	175,960	188,945
剰余金増加額又は欠損金減少額	55,463	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	55,463	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	124,264	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	124,264	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	181,180	241,468

## ( 3 ) 【中間注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
3. その他	受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。
	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、第5期中間計算期間は2017年12月12日から2018年 6月11日までとなっております。

( 中間貸借対照表に関する注記 )

	第4期 (2017年12月11日現在)	第5期中間計算期間 (2018年 6月11日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	539,107口	539,107口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.3505円 (13,505円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.4479円 (14,479円)

( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

該当事項はありません。

( 金融商品に関する注記 )

金融商品の時価等に関する事項

	第5期中間計算期間 (2018年 6月11日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

元本の移動

区分	第4期 自 2016年12月13日 至 2017年12月11日	第5期中間計算期間 自 2017年12月12日 至 2018年 6月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,047,988円	539,107円
期中追加設定元本額	220,233円	- 円
期中一部解約元本額	729,114円	- 円

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## 【グローバルC Bファンド・資源国通貨コース（年1回決算型）】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間(2017年12月12日から2018年6月11日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (2017年12月11日現在)	第5期中間計算期間 (2018年6月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	-	370
コール・ローン	23,391	22,856
投資信託受益証券	1,234,785	1,218,064
親投資信託受益証券	1,006	1,005
流動資産合計	1,259,182	1,242,295
資産合計	1,259,182	1,242,295
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	185	190
未払委託者報酬	6,239	6,440
その他未払費用	-	1
流動負債合計	6,424	6,631
負債合計	6,424	6,631
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	942,545	935,188
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	310,213	300,476
(分配準備積立金)	375,824	372,890
元本等合計	1,252,758	1,235,664
純資産合計	1,252,758	1,235,664
負債純資産合計	1,259,182	1,242,295

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2016年12月13日 至 2017年 6月12日	第5期中間計算期間 自 2017年12月12日 至 2018年 6月11日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	44,672	36,231
有価証券売買等損益	84,175	36,722
営業収益合計	128,847	491
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	182	190
委託者報酬	5,758	6,440
その他費用	1	1
営業費用合計	5,941	6,631
営業利益又は営業損失（ ）	122,906	7,122
経常利益又は経常損失（ ）	122,906	7,122
中間純利益又は中間純損失（ ）	122,906	7,122
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	-	194
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	146,576	310,213
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,421
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,421
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	269,482	300,476

## ( 3 ) 【中間注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
3. その他	受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。
	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、第5期中間計算期間は2017年12月12日から2018年 6月11日までとなっております。

( 中間貸借対照表に関する注記 )

	第4期 (2017年12月11日現在)	第5期中間計算期間 (2018年 6月11日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	942,545口	935,188口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.3291円 (13,291円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.3213円 (13,213円)

( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

該当事項はありません。

( 金融商品に関する注記 )

金融商品の時価等に関する事項

	第5期中間計算期間 (2018年 6月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。
-------------

## (その他の注記)

元本の移動

区分	第4期 自 2016年12月13日 至 2017年12月11日	第5期中間計算期間 自 2017年12月12日 至 2018年 6月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	934,745円	942,545円
期中追加設定元本額	7,800円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	7,357円

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。
-------------

## 【グローバルC Bファンド・米ドルコース（年1回決算型）】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間(2017年12月12日から2018年6月11日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (2017年12月11日現在)	第5期中間計算期間 (2018年6月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	-	357
コール・ローン	23,749	22,098
投資信託受益証券	1,232,263	1,230,484
親投資信託受益証券	1,004	1,003
流動資産合計	1,257,016	1,253,942
資産合計	1,257,016	1,253,942
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	183	184
未払委託者報酬	6,120	6,108
その他未払費用	-	1
流動負債合計	6,303	6,293
負債合計	6,303	6,293
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	946,197	938,431
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	304,516	309,218
(分配準備積立金)	402,917	399,610
元本等合計	1,250,713	1,247,649
純資産合計	1,250,713	1,247,649
負債純資産合計	1,257,016	1,253,942



## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2016年12月13日 至 2017年 6月12日	第5期中間計算期間 自 2017年12月12日 至 2018年 6月11日
営業収益		
受取配当金	217,516	36,824
有価証券売買等損益	127,201	23,780
営業収益合計	90,315	13,044
営業費用		
支払利息	31	-
受託者報酬	896	184
委託者報酬	27,975	6,108
その他費用	126	1
営業費用合計	29,028	6,293
営業利益又は営業損失（ ）	61,287	6,751
経常利益又は経常損失（ ）	61,287	6,751
中間純利益又は中間純損失（ ）	61,287	6,751
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	9,740	451
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,424,969	304,516
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,216,145	2,500
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,216,145	2,500
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	260,371	309,218

## ( 3 ) 【中間注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
3. その他	受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。
	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、第5期中間計算期間は2017年12月12日から2018年 6月11日までとなっております。

( 中間貸借対照表に関する注記 )

	第4期 (2017年12月11日現在)	第5期中間計算期間 (2018年 6月11日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	946,197口	938,431口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.3218円 (13,218円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.3295円 (13,295円)

( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

該当事項はありません。

( 金融商品に関する注記 )

金融商品の時価等に関する事項

	第5期中間計算期間 (2018年 6月11日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。
-------------

## (その他の注記)

元本の移動

区分	第4期 自 2016年12月13日 至 2017年12月11日	第5期中間計算期間 自 2017年12月12日 至 2018年 6月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	6,403,934円	946,197円
期中追加設定元本額	7,766円	- 円
期中一部解約元本額	5,465,503円	7,766円

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。
-------------

## 【グローバルC Bファンド・円コース（年1回決算型）】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間(2017年12月12日から2018年6月11日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (2017年12月11日現在)	第5期中間計算期間 (2018年6月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	-	104
コール・ローン	11,391	6,447
投資信託受益証券	584,365	597,040
親投資信託受益証券	1,006	1,005
流動資産合計	596,762	604,596
資産合計	596,762	604,596
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	154	149
未払委託者報酬	3,989	2,915
流動負債合計	4,143	3,064
負債合計	4,143	3,064
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	517,134	508,504
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	75,485	93,028
(分配準備積立金)	87,121	85,667
元本等合計	592,619	601,532
純資産合計	592,619	601,532
負債純資産合計	596,762	604,596

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2016年12月13日 至 2017年 6月12日	第5期中間計算期間 自 2017年12月12日 至 2018年 6月11日
営業収益		
受取配当金	23,488	17,369
有価証券売買等損益	43,222	4,674
営業収益合計	66,710	22,043
営業費用		
受託者報酬	154	149
委託者報酬	4,004	2,915
営業費用合計	4,158	3,064
営業利益又は営業損失（ ）	62,552	18,979
経常利益又は経常損失（ ）	62,552	18,979
中間純利益又は中間純損失（ ）	62,552	18,979
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	-	177
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	44,802	75,485
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,871	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,871	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,259
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,259
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	109,225	93,028

## ( 3 ) 【中間注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
3. その他	受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。
	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、第5期中間計算期間は2017年12月12日から2018年 6月11日までとなっております。

( 中間貸借対照表に関する注記 )

	第4期 (2017年12月11日現在)	第5期中間計算期間 (2018年 6月11日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	517,134口	508,504口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.1460円 (11,460円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.1829円 (11,829円)

( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

該当事項はありません。

( 金融商品に関する注記 )

金融商品の時価等に関する事項

	第5期中間計算期間 (2018年 6月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

元本の移動

区分	第4期 自 2016年12月13日 至 2017年12月11日	第5期中間計算期間 自 2017年12月12日 至 2018年 6月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	739,189円	517,134円
期中追加設定元本額	104,727円	- 円
期中一部解約元本額	326,782円	8,630円

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資

信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

## 短期金融資産 マザーファンド

### 貸借対照表

	2018年 6月11日現在
項目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
流動資産	
金銭信託	416,878,305
コール・ローン	25,769,931,816
社債券	302,260,000
未収利息	579,452
流動資産合計	26,489,649,573
資産合計	26,489,649,573
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	23
未払利息	68,286
その他未払費用	357,674
流動負債合計	425,983
負債合計	425,983
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	26,124,856,753
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	364,366,837
元本等合計	26,489,223,590
純資産合計	26,489,223,590
負債純資産合計	26,489,649,573

### 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2018年 6月11日現在
有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	2018年 6月11日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	26,124,856,753口
2.	1口当たり純資産額 1.0139円



	2018年 6月11日現在	
計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	(1万口当たり純資産額)	(10,139円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

	2018年 6月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 元本の移動

区分	2018年 6月11日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2017年12月12日
期首元本額	16,954,607,137円
期中追加設定元本額	18,516,695,450円
期中一部解約元本額	9,346,445,834円
期末元本額	26,124,856,753円
期末元本額の内訳	

区分	2018年 6月11日現在
T C Aグローバル・キャピタルファンド(毎月決算型)	98,805円
グローバルC Bファンド・ブラジルリアルコース(毎月分配型)	345,772円
グローバルC Bファンド・豪ドルコース(毎月分配型)	163,107円
グローバルC Bファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)	11,222円
グローバルC Bファンド・資源国通貨コース(毎月分配型)	63,307円
グローバルC Bファンド・米ドルコース(毎月分配型)	128,472円
グローバルC Bファンド・円コース(毎月分配型)	51,066円
D Cターゲット・イヤーフンド2025	992,361,374円
D Cターゲット・イヤーフンド2035	62,944,862円
D Cターゲット・イヤーフンド2045	28,977,826円
T C Aファンド(SMA専用)	155,033円
バランスG(25)VA(適格機関投資家専用)	6,760,615,573円
F O F s用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)	6,130,550円
ブラジル国債ファンド(毎月分配型)	2,120,953円
ブラジル国債ファンド(年2回決算型)	140,627円
S L I G A R Sファンド(SMA専用)	9,874円
ブラジル高配当株オープン(毎月決算型)	9,880,568円
アメリカ高配当株オープン(毎月決算型)	296,510円
アメリカ高配当株オープン(年2回決算型)	98,901円
米国成長株式ファンド	493,486円
グローバルC Bファンド・ブラジルリアルコース(年1回決算型)	992円
グローバルC Bファンド・豪ドルコース(年1回決算型)	992円
グローバルC Bファンド・南アフリカランドコース(年1回決算型)	992円
グローバルC Bファンド・資源国通貨コース(年1回決算型)	992円
グローバルC Bファンド・米ドルコース(年1回決算型)	990円
グローバルC Bファンド・円コース(年1回決算型)	992円
D Cターゲット・イヤーフンド2055	9,860円
日本株配当戦略投信2016-09(適格機関投資家専用)	9,051,001,420円
日本株配当戦略投信2018-03(適格機関投資家専用)	9,208,751,635円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【グローバルC Bファンド・ブラジルリアルコース（年1回決算型）】

## 【純資産額計算書】

（2018年 6月29日現在）

資産総額	1,774,805円
負債総額	934円
純資産総額（ - ）	1,773,871円
発行済口数	1,460,891口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2142円
（1万口当たり純資産額）	（12,142円）

## 【グローバルC Bファンド・豪ドルコース（年1回決算型）】

## 【純資産額計算書】

（2018年 6月29日現在）

資産総額	1,351,704円
負債総額	704円
純資産総額（ - ）	1,351,000円
発行済口数	1,164,685口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1600円
（1万口当たり純資産額）	（11,600円）

## 【グローバルC Bファンド・南アフリカランドコース（年1回決算型）】

## 【純資産額計算書】

（2018年 6月29日現在）

資産総額	731,756円
負債総額	386円
純資産総額（ - ）	731,370円
発行済口数	539,107口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3566円
（1万口当たり純資産額）	（13,566円）

## 【グローバルC Bファンド・資源国通貨コース（年1回決算型）】

## 【純資産額計算書】

(2018年 6月29日現在)

資産総額	1,181,256円
負債総額	619円
純資産総額（ - ）	1,180,637円
発行済口数	935,188口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2625円
（1万口当たり純資産額）	（12,625円）

## 【グローバルCBファンド・米ドルコース（年1回決算型）】

## 【純資産額計算書】

(2018年 6月29日現在)

資産総額	1,234,074円
負債総額	633円
純資産総額（ - ）	1,233,441円
発行済口数	938,431口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3144円
（1万口当たり純資産額）	（13,144円）

## 【グローバルCBファンド・円コース（年1回決算型）】

## 【純資産額計算書】

(2018年 6月29日現在)

資産総額	588,590円
負債総額	300円
純資産総額（ - ）	588,290円
発行済口数	508,504口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1569円
（1万口当たり純資産額）	（11,569円）

(参考)

短期金融資産 マザーファンド

純資産額計算書

(2018年 6月29日現在)

資産総額	26,484,517,163円
負債総額	210,922円
純資産総額（ - ）	26,484,306,241円
発行済口数	26,121,157,686口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0139円
（1万口当たり純資産額）	（10,139円）

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1)名義書換等

該当事項はありません。

##### (2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

##### (3)譲渡制限

該当事項はありません。

##### (4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

###### 受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

###### 受益権の譲渡

イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

###### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

###### 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

###### 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原

則として取得申込者とします。)に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1)資本金の額（平成30年 6月29日現在）

資本金の額 : 3億円

発行可能株式総数 : 12,000株

発行済株式総数 : 3,000株

最近5年間に於ける資本金の額の増減 : 該当事項はありません。

###### (2)委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

会社に取締役3名以上、監査役2名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名及び副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。

社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに招集通知を發します。

ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

###### 投資運用の意思決定機構

###### [ PLAN（計画） ]

運用企画部担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を月次で策定し、部長が承認します。

###### [ DO（実行） ]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。

各運用部の部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

#### [ CHECK（検証・評価） ]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はコンプライアンス・リスク統括部担当役員）及び経営会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN - DO - CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成30年 9月11日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成30年6月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	497	9,568,189
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	67	227,348
単位型公社債投資信託	0	0
合計	564	9,795,537

## 3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。



す。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,260,630	23,973,152
前払費用	143,622	157,614
未収委託者報酬	5,252,944	5,373,307
繰延税金資産	61,677	94,211
その他	5,474	9,842
流動資産合計	25,724,348	29,608,128
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 47,993	1 36,782
器具備品	1 73,765	1 79,655
その他	1 2,830	1 1,912
有形固定資産合計	124,589	118,350
無形固定資産		
ソフトウェア	221,499	210,679
その他	6,656	4,377
無形固定資産合計	228,156	215,056
投資その他の資産		
投資有価証券	71,153	42,802
長期前払費用	9,828	7,810
長期貸付金	19,838	17,088
会員権	25,000	25,000
繰延税金資産	137,359	154,422
その他	145	70
貸倒引当金	19,838	17,088
投資その他の資産合計	243,485	230,105
固定資産合計	596,231	563,512
資産合計	26,320,580	30,171,641

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,630	24,591
未払金	2,883,924	2,950,503
未払収益分配金	45	45
未払手数料	2,099,678	2,160,863

その他未払金	784,201	789,595
未払費用	67,780	74,279
未払法人税等	863,230	838,596
未払消費税等	91,120	72,890
賞与引当金	98,072	106,177
その他	3,100	1,241
流動負債合計	4,020,860	4,068,279
固定負債		
資産除去債務	13,148	13,374
退職給付引当金	437,197	496,696
その他	2,065	1,074
固定負債合計	452,411	511,145
負債合計	4,473,271	4,579,425
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	350,000	350,000
資本剰余金合計	350,000	350,000
利益剰余金		
利益準備金	71,500	74,500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金	19,026,944	22,767,534
利益剰余金合計	21,198,444	24,942,034
株主資本合計	21,848,444	25,592,034
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,134	182
評価・換算差額等合計	1,134	182
純資産合計	21,847,309	25,592,216
負債・純資産合計	26,320,580	30,171,641

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	30,245,448	29,206,178
営業収益合計	30,245,448	29,206,178
営業費用		
支払手数料	12,880,325	12,544,178

広告宣伝費	95,688	175,296
公告費	3,094	-
調査費	6,239,223	6,008,380
調査費	360,520	396,842
委託調査費	5,876,937	5,609,496
図書費	1,766	2,041
営業雑経費	1,460,885	1,474,361
通信費	24,920	33,158
印刷費	370,785	368,414
協会費	30,665	36,616
諸会費	105	105
情報機器関連費	943,725	942,093
その他営業雑経費	90,684	93,973
営業費用合計	20,679,217	20,202,216
一般管理費		
給料	1,874,710	2,006,157
役員報酬	89,520	84,130
給料・手当	1,526,244	1,649,268
賞与	258,946	272,758
退職給付費用	76,106	84,944
福利費	221,018	239,702
交際費	5,612	5,831
旅費交通費	61,961	73,807
租税公課	106,691	102,158
不動産賃借料	113,697	124,629
減価償却費	134,710	119,300
業務委託費	1 486,690	1 484,841
諸経費	223,685	246,326
一般管理費合計	3,304,885	3,487,699
営業利益	6,261,346	5,516,262

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		4,669		2,136
収益分配金		129		116
投資有価証券売却益		307		499
貸倒引当金戻入		3,000		2,750
その他		1,591		4,351
営業外収益合計		9,697		9,854
営業外費用				
長期前払費用償却	1	4,644	1	-
投資有価証券売却損		604		2,224
固定資産除却損		-		7,891

その他	0	1,182
営業外費用合計	5,249	11,298
経常利益	6,265,794	5,514,818
特別損失		
統合関連費用	-	51,569
特別損失合計	-	51,569
税引前当期純利益	6,265,794	5,463,248
法人税、住民税及び事業税	1,889,846	1,739,837
法人税等調整額	45,558	50,178
法人税等合計	1,935,405	1,689,659
当期純利益	4,330,389	3,773,589

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	350,000	350,000
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	68,500	2,100,000	14,729,555	16,898,055	17,548,055
当期変動額					
剰余金の配当	3,000		33,000	30,000	30,000
当期純利益			4,330,389	4,330,389	4,330,389
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,000	-	4,297,389	4,300,389	4,300,389
当期末残高	71,500	2,100,000	19,026,944	21,198,444	21,848,444

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,151	1,151	17,546,904
当期変動額			

剰余金の配当			30,000
当期純利益			4,330,389
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	16	16	16
当期変動額合計	16	16	4,300,405
当期末残高	1,134	1,134	21,847,309

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	350,000	350,000
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				株主資本合計
	利益剰余金			利益剰余金 合計	
	利益準備金	その他利益剰余金			
別途積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	71,500	2,100,000	19,026,944	21,198,444	21,848,444
当期変動額					
剰余金の配当	3,000		33,000	30,000	30,000
当期純利益			3,773,589	3,773,589	3,773,589
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,000	-	3,740,589	3,743,589	3,743,589
当期末残高	74,500	2,100,000	22,767,534	24,942,034	25,592,034

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,134	1,134	21,847,309
当期変動額			
剰余金の配当			30,000
当期純利益			3,773,589
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,317	1,317	1,317
当期変動額合計	1,317	1,317	3,744,907
当期末残高	182	182	25,592,216

## 重要な会計方針

## 1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

## 2．固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

## (2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、原則として社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

## 3．引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

## 4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 未適用の会計基準等

・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日）

## (1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異が見直され、また（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

## (2) 適用予定日

平成31年3月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## 注記事項

（貸借対照表関係）

## 1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年3月31日)		当事業年度 (平成30年3月31日)	
建 物	62,231	千円	63,830	千円
器具備品	298,576	"	325,834	"
そ の 他	1,759	"	2,677	"

計	362,567	〃	392,342	〃
---	---------	---	---------	---

## (損益計算書関係)

1関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
業務委託費	39,286	千円	30,081	千円
長期前払費用償却	4,644	〃	-	〃

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

## 4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	配当金 の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月30日 定時株主総会	普通株 式	30,000	利益剰余金	10,000	平成29年3月31日	平成29年6月30日

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成29年3月31日	平成29年6月30日

## 4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成30年3月31日	平成30年6月29日

(リ - ス取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください）。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	20,260,630	20,260,630	-
(2) 未収委託者報酬	5,252,944	5,252,944	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	71,149	71,149	-
(4) 未払金	(2,883,924)	(2,883,924)	-
(5) 未払法人税等	(863,230)	(863,230)	-

(\* ) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。



当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	23,973,152	23,973,152	-
(2) 未収委託者報酬	5,373,307	5,373,307	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	42,799	42,799	-
(4) 未払金	(2,950,503)	(2,950,503)	-
(5) 未払法人税等	(838,596)	(838,596)	-

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、並びに（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

（4）未払金、並びに（5）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	平成29年3月31日	平成30年3月31日
非上場株式	3	3

これについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,260,630	-	-	-
未収委託者報酬	5,252,944	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	10,402	18,313	2,499

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	23,973,152	-	-	-
未収委託者報酬	5,373,307	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	12,846	21,065	496

（有価証券関係）

1. 其他有価証券

前事業年度（平成29年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
その他	15,551	14,322	1,228
小計	15,551	14,322	1,228
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
その他	55,598	58,463	2,864
小計	55,598	58,463	2,864
合計	71,149	72,785	1,635

当事業年度（平成30年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	19,223	17,499	1,723
小計	19,223	17,499	1,723
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	23,576	25,037	1,461
小計	23,576	25,037	1,461
合計	42,799	42,536	262

（注）非上場株式（貸借対照表計上額3千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
12,699	307	604

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
62,968	499	2,224

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
(1) 退職給付債務	437,197	496,696
(2) 退職給付引当金	437,197	496,696

(注) 1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。

## 3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
(1) 退職給付費用	76,106	84,944

(注) 1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 金額には確定拠出年金への掛金支払額を含んでおり、前事業年度で14,321千円、当事業年度で15,458千円であります。

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)		当事業年度 (平成30年3月31日)	
繰延税金資産				
未払事業税	28,688	千円	42,041	千円
貸倒引当金繰入限度超過額	6,074	"	5,232	"
賞与引当金損金算入限度超過額	30,265	"	32,511	"
退職給付引当金損金算入限度超過額	133,869	"	152,088	"
その他	6,972	"	23,674	"
繰延税金資産 合計	205,870	"	255,547	"
繰延税金負債				
投資有価証券売却益益金不算入額	6,833	"	6,833	"
その他	-	"	80	"
繰延税金負債 合計	6,833	"	6,913	"
繰延税金資産の純額	199,037	"	248,633	"

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

## (持分法損益等)

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## (セグメント情報)

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

## (関連情報)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

顧客の名称	営業収益
J-REIT・リサーチ・オープン（毎月決算型）	3,568,158千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載していません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

顧客の名称	営業収益
J-REIT・リサーチ・オープン（毎月決算型）	2,945,175千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載していません。

## (報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

## (報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

## (報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

## (ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要性がないため、記載を省略しております。

## (イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

## (ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
----	------------	-----	---------------	-----------	-------------------	-----------	-------	----------	----	----------

兄弟会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	-	営業上の取引役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	9,520,775	未払手数料	1,563,065
							投資助言費用の支払	4,979,747	その他未払金	455,942

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
兄弟会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	-	営業上の取引役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	9,571,581	未払手数料	1,568,277
							投資助言費用の支払	4,809,206	その他未払金	424,421

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（平成29年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（平成30年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	7,282,436円46銭	8,530,738円79銭
1株当たり当期純利益金額	1,443,463円05銭	1,257,863円25銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	4,330,389千円	3,773,589千円
普通株主に帰属しない金額	-	-

普通株式に係る当期純利益	4,330,389千円	3,773,589千円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

##### (1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

##### (2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

##### (3)通常取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

##### (4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

##### (5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2)訴訟事件その他の重要事項

平成30年9月11日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

###### (1)受託会社

名称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（平成30年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成30年3月末日現在）	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMB C日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### (1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

### (2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

## 3【資本関係】

### (1)受託会社

該当事項はありません。

### (2)販売会社

該当事項はありません。

### （参考）再信託受託会社

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日：平成12年6月20日

資本金の額：51,000百万円（平成30年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するた

め、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### 第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案及びその注釈、キャッチコピー並びにファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- (3) 目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- (4) 目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
- (5) 目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。また、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
- (7) 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
- (10) 有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。



## 独立監査人の監査報告書

平成30年 6月 1日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 澤 孝 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹 内 知 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

松崎雅則

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルCBファンド・ブラジルリアルコース（年1回決算型）の平成28年12月13日から平成29年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルCBファンド・ブラジルリアルコース（年1回決算型）の平成29年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

松崎雅則

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルCBファンド・豪ドルコース（年1回決算型）の平成28年12月13日から平成29年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルCBファンド・豪ドルコース（年1回決算型）の平成29年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

松崎雅則

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルCBファンド・南アフリカランドコース（年1回決算型）の平成28年12月13日から平成29年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルCBファンド・南アフリカランドコース（年1回決算型）の平成29年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

松崎雅則

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルCBファンド・資源国通貨コース（年1回決算型）の平成28年12月13日から平成29年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルCBファンド・資源国通貨コース（年1回決算型）の平成29年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

松崎雅則

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルCBファンド・米ドルコース（年1回決算型）の平成28年12月13日から平成29年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルCBファンド・米ドルコース（年1回決算型）の平成29年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

松崎雅則

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルCBファンド・円コース（年1回決算型）の平成28年12月13日から平成29年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルCBファンド・円コース（年1回決算型）の平成29年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2018年8月10日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

松崎雅則

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルCBファンド・ブラジルリアルコース（年1回決算型）の2017年12月12日から2018年6月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバルCBファンド・ブラジルリアルコース（年1回決算型）の2018年6月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2017年12月12日から2018年6月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。



# 独立監査人の中間監査報告書

2018年8月10日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

松崎雅則

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルCBファンド・豪ドルコース（年1回決算型）の2017年12月12日から2018年6月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバルCBファンド・豪ドルコース（年1回決算型）の2018年6月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2017年12月12日から2018年6月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2018年8月10日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

松崎雅則

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルCBファンド・南アフリカランドコース（年1回決算型）の2017年12月12日から2018年6月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバルCBファンド・南アフリカランドコース（年1回決算型）の2018年6月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2017年12月12日から2018年6月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2018年8月10日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

松崎雅則

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルCBファンド・資源国通貨コース（年1回決算型）の2017年12月12日から2018年6月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバルCBファンド・資源国通貨コース（年1回決算型）の2018年6月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2017年12月12日から2018年6月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2018年8月10日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

松崎雅則

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルCBファンド・米ドルコース（年1回決算型）の2017年12月12日から2018年6月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバルCBファンド・米ドルコース（年1回決算型）の2018年6月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2017年12月12日から2018年6月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2018年8月10日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

松崎雅則

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルCBファンド・円コース（年1回決算型）の2017年12月12日から2018年6月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバルCBファンド・円コース（年1回決算型）の2018年6月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2017年12月12日から2018年6月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。